

第百十六回国会 大蔵委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(平成元年九月二十八日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 中西 啓介君

理事 衛藤征士郎君	理事 大島 理森君
理事 中村正三郎君	理事 平沼 越夫君
理事 村井 仁君	理事 中村 正男君
理事 森田 景一君	理事 安倍 基雄君
愛知 和男君	愛野興一郎君
新井 将敬君	江口 一雄君
遠藤 武彦君	尾身 幸次君
太田 誠一君	片岡 清一君
金子 一義君	小泉純一郎君
杉山 憲夫君	中川 秀直君
葉梨 信行君	鳩山由紀夫君
村上誠一郎君	山中 貞則君
山本 幸雄君	沢田 広君
野口 幸一君	早川 勝君
堀 昌雄君	武藤 山治君
村山 喜一君	柴田 弘君
橋本 文彦君	平石磨作太郎君
矢追 秀彦君	伊藤 英成君
正森 成二君	矢島 恒夫君
藤波 孝生君	

平成元年十月三十一日(火曜日)
午前九時開議
出席委員

委員長 中西 啓介君
理事 衛藤征士郎君
理事 中村正三郎君
理事 村井 仁君
理事 森田 景一君
愛知 和男君
理事 大島 理森君
理事 平沼 越夫君
理事 中村 正男君
理事 安倍 基雄君
愛野興一郎君

出席政府委員

出席国務大臣

大蔵大臣 橋本龍太郎君	工務大臣 高橋 久夫君	農林大臣 林 正夫君
内閣法制局長官 津野 修君	内閣法制局第三部長 梅澤 節男君	公正取引委員会委員長 高村 正彦君
大蔵政務次官 高木 正明君	大蔵大臣官房長 保田 博君	大蔵大臣官房総務審議官 篠沢 恭助君
大蔵省主計局長 寺村 信行君	大蔵省主税局長 尾崎 護君	大蔵省関税局長 瀧島 義光君
大蔵省理財局長 大須 敏生君	大蔵省証券局長 角谷 正彦君	大蔵省直税部長 福井 博夫君
国税庁徴収部長 林 正夫君	国税庁徴収部長 林 正夫君	

委員外の出席者

郵政大臣官房長 白井 太君
郵政省電気通信局長 森本 哲夫君
労働省婦人局婦人労働課長 鈴木 佑治君
大蔵委員会調査室長 兵藤 廣治君

委員の異動

十月十二日

江口 一雄君 補欠選任 田澤 吉郎君
遠藤 武彦君 倉成 正君
尾身 幸次君 浜田 幸一君

同日

倉成 正君 補欠選任 遠藤 武彦君
田澤 吉郎君 江口 一雄君
浜田 幸一君 尾身 幸次君

同日

江口 一雄君 補欠選任 野田 毅君
伊藤 英成君 川端 達夫君

同日

野田 毅君 補欠選任 江口 一雄君
川端 達夫君 伊藤 英成君

同日

江口 一雄君 補欠選任 佐藤 敬夫君
金子 一義君 古賀 誠君
早川 勝君 戸田 菊雄君

九月二十八日

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十四回国会開法第六七号)

十月三十日

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

同月二十四日

共済年金の改善に関する請願(伊吹文明君紹介)(第七三三号)

同(稲村利幸君紹介)(第七四四号)

同(櫻内義雄君紹介)(第七五五号)

同(塚原俊平君紹介)(第七六六号)

同(藤尾正行君紹介)(第七七七号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第七七八号)

同(愛知和男君紹介)(第一〇八号)

同(奥田幹生君紹介)(第一〇九号)

同(菊池福治郎君紹介)(第一一〇号)

同(佐藤敬夫君紹介)(第一一一号)

同(戸塚進也君紹介)(第一一二号)

同(中村正三郎君紹介)(第一一三三号)

同(野中広務君紹介)(第一一四四号)

同(松田岩夫君紹介)(第一一五五号)

同(武藤嘉文君紹介)(第一一六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○中西委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項
税制に関する事項
関税に関する事項
金融に関する事項

証券取引に関する事項
外国為替に関する事項
国有財産に関する事項
専売事業に関する事項
印刷事業に関する事項
造幣事業に関する事項

の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中西委員長 この際、橋本大蔵大臣並びに高村大蔵政務次官及び高木大蔵政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。橋本大蔵大臣。

○橋本国務大臣 先般、大蔵大臣を拝命いたしました橋本でございます。御承知のとおり、未熟者であります。どうぞよろしく御指導をお願いいたします。

幸いにも我が国経済は現在物価が安定する中で、極めて息の長い景気拡大が続けるなど、まことに良好な状態にあります。しかしながら、来るべき高齢化社会に備え、国際社会における責任に備えていくための解決すべき課題は多く、その責務の重大さを痛感いたしております。
私としては、まず新税制、とりわけ消

費税の円滑な実施に努めるとともに、平成二年度予算においては財政改革の第一段階である特例公債依存体質脱却の実現を図るなど、今後の財政金融政策の運営に遺漏なきよう全力を尽くす所存であります。

委員各位の御指導、御鞭撻のほどを切にお願い申し上げます。（拍手）

○中西委員長 次に、高村大蔵政務次官。

○高村政府委員 先般、再び大蔵政務次官を拝命いたしました。

厳しい財政情勢の折から、その職責の重大さを自覚し、誠心誠意職務の遂行に当たる所存でございます。

よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。（拍手）

○中西委員長 次に、高木大蔵政務次官。

○高木政府委員 先般、図らずも大蔵政務次官を拝命いたしました高木正明でございます。

職責の重大さをひしひしと痛感いたしているところでございます。全力を傾けて職務を遂行いたしたいと存じておりますので、委員各位の御指導と御叱正を心からお願い申し上げます。（拍手）

○中西委員長 内閣提出、所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。橋本大蔵大臣。

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
（本号末尾に掲載）

○橋本国務大臣 ただいま議題となりました所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明

申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢にかんがみ、給与所得控除の最低控除額を引き上げる等所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、主としてパート所得者の税負担軽減の見地から、パート所得者に所得税が課税されない給与の収入限度額を八万円引き上げ百万円とするのとし、給与所得控除の最低控除額を五十七万円から六十五万円に引き上げる改正を行うこととしたしております。

次に、内職所得者について、パート所得者との均衡を考慮して、必要経費の最低保障額を五十七万円から六十五万円に引き上げる改正を行うこととしたしております。

これらの改正につきましては、平成元年分以後の所得税について適用することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中西委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀島雄君。

○堀島雄君 皆様、おはようございます。

きょうは、橋本大蔵大臣御就任後最初に開かれた大蔵委員会で、最初の質問者にしていただきまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

橋本さん、大蔵大臣御就任おめでとうございませう。

橋本さんは、大蔵大臣として初めて昭和生まれ

の方ですが、既に永年勤続議員として院議により表彰を受けておられ、厚生大臣として厚生行政のベテランであり、自民党幹事長もされ、経験豊富な政治家であります。大蔵大臣として、日本財政の健全化と民主的な大蔵行政確立を目指して、大いに活躍されんことを期待しております。

さて、本日は十月三十一日、三日しますと十一月三日でございます。これは日本国憲法が制定されて四十三年目となります。

私は、本院に議席を得まして長い間在職をさせていただいておりますが、この委員会で昨年の四月に当時の竹下総理大臣に選挙制度の改革についての提案をさせていただいておりますし、国会のあり方について、果たして日本国憲法に沿うものであるかどうか、大きな疑問を持ち、当委員会でも本会議でもこれに触れてまいりました。本日は、この憲法と政治のあり方について、新しい問題を提起させていただこうと思っております。

ただ、最初にちょっと一つ、最近新聞紙上ににぎわしておりますところのNTT株の急落の問題がございまして。これは実は大蔵省にとつてかなり問題がある点ではないか、こう思いますので、まず最初に大蔵省側から、最近九月の中ごろからいから今日までに至る株の急落の実態と、そうして株主その他の分布の状態、それらについての答弁をいただきたいと思っております。

○大須政府委員 株価についてのお尋ねでございますが、ただいま手持ちの資料でございますが、昨日のNTTの株価でございますが、終わり値で百三十五万円でございます。九月下旬ごろは大体百五十二万円前後で推移しておりました。百五十五万円台が九月いっぱい続いていたわけでございますけれども、このところやや株価が低落しているというところでございます。

それから、株式の分布についてのお尋ねでございますけれども、御承知のとおり六十三年度に至るまで三回にわたって株式を一般に売却して

おりまして、それらをすべて含めると、現在百五十万人程度の個人株主がいっぱいある、このように承知しております。

○堀委員 今、国が国債整理基金特別会計と産投会計に持つておるNTTの株というのは大体幾らぐらいありますか。

○大須政府委員 二つの会計合わせまして千二十万株を保有しております。

○堀委員 今のお話の百五十万円から百三十五万円、一株十五万円は株価が下がっているのではありませんが、国が一千万株持っている、一千万株と丸くしてお答えいただければ結構ですけれども、国の国有財産の値下がりによるある意味での損害というのは幾らになりますか。

○大須政府委員 ただいまお示しいただきました数字によりますと、十五万円の値下がりにつきまして国の保有する一千二十万株、これを約一千万株といたしますと、一兆五千億円の評価損が生じているという計算ができるわけでございます。

○堀委員 実は今のこの問題は、郵政省の電気通信審議会という問題が提起されて、それが新聞紙上に報道された結果、このような事態が起きていると私は思うのであります。続いて今の、理財局としては国有財産として評価損が一兆五千億円出ている。

その次にもう一つ伺っておきたいのは、ことしはこの売り出しを取りやめたわけでありましたが、今のこのような情勢では、間もなく皆さんは来年度予算を組まなければならないのですが、来年度予算にNTT株の放出というものの収入が見込めるのかどうか。まず理財局の方で答えていただいて、後で主計局からまたお答えをいただきます。

○大須政府委員 ただいまの御質問は、NTTの株式の売却収入を来年度予算に見込むことができないかどうかというお尋ねでございます。

御承知のとおり、NTT株の売却収入につきま

しては、当年度の分を翌年度のNTT事業に使うという面と、今度は翌年度の売却をどうするかという二つ問題があるかと存じます。

まず、当年度の売却を延期した、あるいは中止した、これに伴います問題でございますけれども、これは主計局からいずれお答えがあるかと存じます。いずれにせよ、NTT事業ということで既に予算の概算要求も行われている状況でございますので、その財源の問題をどうするか、その事業をどうするかについては、これからの予算編成の過程で検討していく、そういう過程にあると存じます。

それから来年度でございますけれども、まだその編成方針は決まっていらないわけでございますが、私どもといたしましては、NTTの株に対して国民の信頼が立ち戻り、株式の処分が円滑に行われるような状況になることを期待しているわけでございます。その意味ではやや先走りであるかもしれませんが、来年度につきまして株式売却についての案権はいただきたい、このように考えている次第でございます。

○堀委員 寺村次長に伺いますが、本年度で今のNTTの株が売り出せなかったために起る財政上のギャップは一体幾らになり、それは本年度では大体どういう措置をされるのかをちょっと承っておきたいと思っております。

○寺村政府委員 元年度予算の国債整理基金特別会計におきまして、歳入として予定しておりましたNTTの株式売却収入は二兆七千八百六十四億円でございます。この売却収入がなくなりましたことから、元年度末の国債整理基金残高は二兆三百五十億円になります。平成二年度におきます国債のネット償還額が二兆五千四百億円でございますから、二年度のNTT無利子貸し付けのための一般会計への繰り入れを行わないとしても、差し引き五千五百億円の不足が発生するという見込みになってまいります。

このような国債整理基金の状況、それからたまたま申し上げました国債償還の見込みその他の状況を勘案いたしまして、今後の基金の運営に支障が生じないように国債整理基金への繰り入れが必要になってくると考えておりますが、この問題につきましてはどのような対応をするか、来年度の予算編成の過程で検討してまいりたいと考えております。

○堀委員 証券局長に伺います。私はこの前、本会議で宇野総理大臣にお尋ねをしたのでありますけれども、実はイギリスのブリティッシュテレコム、これは日本と同じように国有企業でありましたものが民営化されておりますが、それが実は諸外国に放出をされているのであります。しかし、日本の日本電信電話株式会社以下その他の一種の事業者及び国際電報の株については、すべて日本人でなければ持つてはだめだという法律が規定されているわけでありまして、私は各党の皆さんの御協力をいただいて国際金融経済研究所というのをやっておりますので、海外の金融の関係者からこの問題について、堀さんは、これは日本が外から来る者に対して徹底した障壁を築いておる、これをまず改めないようでは日本が開かれた市場だなどとは言えないのじやないですかとたびたび言われておるものですから、この前宇野総理大臣に対してこの問題を本会議で提起をさせていただいたのであります。これは私は、今の国際的な関係の中で極めて重要な問題であって、この次に見直し等の法案が処理されるというときには、この問題はぜひひとつ国際的に、外国の皆さんも外国の法人も買えるようにするということは今日の国際的な金融情勢の中で非常に重要な問題だと思っておりますけれども、その問題をちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○角谷政府委員 堀委員御指摘のように、イギリスのブリティッシュテレコムが五十九年十二月民営化したしまして株式を公開いたしました段階に

おきましては、イギリスだけではなくてほかのヨーロッパの国々あるいはアメリカ、カナダ、日本においても売り出しが行われたという事実があるわけでございます。これは御指摘のとおりでございます。

なお、一方日本のNTTについて申しますと、これは御承知のように、日本電信電話株式会社法において外国人の株式の取得が禁止されているわけでございます。証券局といたしましては、我が国の資本市場の自由化、国際化を積極的に進めている、こういったことから、例えば東京証券取引所におきましては、例えは東京証券取引所におきましては、こういった資本市場の自由化とか証券の国際化といった観点からいいますと、外国人による株式保有の緩和といったことは、外国人投資家の我が国市場への参入の機会をふやすといったような意味で一般的に望ましいことであると考えているわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、日本電信電話株式会社法という法律にかかわる事柄でございますので、こういったNTTの問題につきましては、関係者間におきまして今後総合的に検討される必要があるのではないかと考えているわけでございます。

○堀委員 皆さん、今ここは大蔵委員会でございますから、要するに今起っておりますNTTの株の急落というのは実はいろいろな余波をもたらしております。特に新聞で見えておりますと、投書の中には、もし分割をするのならJRのように分割をしてからその後株を売るべきではないか、我々は今株を買って大変ひどい目に遭っている、こういう投書が殺到しておるといのが実情のようでありまして。新聞にも幾つか出ておりますから、皆さんもお読みになっただろうと思うのであります。

そこで、きょうは法制局長官にお入りをいただいておりますので、ちょっと法制局長官にお伺い

をしたのであります。

国家行政組織法第二条「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。」2 国の行政機関は、内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」というふうには行政組織法は書かれております。私は、「内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関」という書かれておりますのは各省として当然のことだと思つておりますが、それが「全体によつて、系統的に構成されなければならない。」ということは、内閣一体の原則として極めて重要な部分だと思つております。二つ目の、「内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」というふうには、今行われておる郵政省の電気通信審議会から新聞紙上に流されておる問題は、予算の措置その他の点においても、国有財産の評価損においても、いろいろな点で必ずしも私は大蔵省側として一体となつて処理がされておるものとは理解をしていないのであります。

そこで、具体的な問題はお聞きをいたしません。この法律は本来、各省は連絡をとりながら内閣一体の原則で、国に対してマイナスになるようなことをやらないということを行政組織法で確認をしておる。要するに、「すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」こうなつておるのではありませんが、これについての二つの問題の法律的解釈をひとつ承つておきたいと思ひます。

○工藤政府委員 お答え申し上げます。
ただいま委員御指摘のように、国家行政組織法の二条の一項、二項を今委員お読みになりましたが、そのとおり規定されております。

私の方から一般論を申し上げますが、現行法制のもとにおきまして、やはりそれぞれの立場で各省の意見が政策の立案過程で一時的に異なることがありまして、最終的には内閣として意見の調整が図られる、一体的に行われ、整合性が図られる、こういうことであらうかと思ひます。

○堀委員 そうすると、経過はもちろん、まだ表に出ていないから問題はないかと思ひますけれども、要するに行政組織法が求めているのは、内閣内部において連絡を密にして、国が損を招く、あるいは国民が損を招くようなことをやることについては、十分内閣内部における連絡その他がとられるというように、今の行政組織法は「内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」というものでありますから、そうすると私は、郵政省が今とつておることは、今のあなたのお話でありましたように、内閣一体となるというのなら、もう少し今の、私は何も電気通信審議会が審議をしてはいかぬとは言つておるのじやないのですが、それが新聞にどんどん出て、百五十万人の株主に不安を与えるようなことをやることとが果たして行政組織として適当かどうか。そういう意味では私は、どうも今の郵政省のやり方は、まあ最終的に法律案が出なければ問題はありませんが、方向としては行政組織法に關して適切でないという感じを持つておるのでありますけれども、ちよつと具体的なことでありますからお答えにいくいかもわかりませんが、方向としてやはり私は行政組織法というものは、各省がそれを守るべきものが規定されておるんだ、これは基本法でありますから、その点についての御見解をもう一回承つておきたいと思ひます。

○工藤政府委員 今、委員御質問の損をするかという点については、ちよつと私コメントする立場にございませぬので恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、各省が立案過程において

一時的に意見が異なることがあるというふうにし上げてきたが、各省間で連絡を十分とり合つて進めていくべきことはもちろんであると存じます。

○堀委員 もう一つだけ長官にお伺いをいたしますけれども、実は昭和五十九年六月二十七日の通信委員会におきまして、当時奥田国務大臣がこの分割問題についてこのように答弁をしておられました。

今度の法案ではもちろん分割はしないということでございます。今後においても見直し規定等々設けておるわけでございますけれども、これは今ほど公取の方から御指摘がございまして、独占の弊害が強くなつて、しかも不当な形での経営形態という形で競争原理が働かないというような場合を指すものだと思つております。そういうことがない限りにおいて、私たちは今日の体制、一元体制といひますが、こういった形で分割をしない方向の中でこの問題を進めてまいりたい。したがつて、この分割に關しては慎重に先生の御趣意を体するような方向で、しかし新電電が、今言いますように、競争原理のもとで効率的な経営によつて国民に安い料金サービスという形の利益を還元していただきたいということを念頭に置きながらやっていたべきだということでございます。

鈴木強議員の質問に対する答弁が一つございまして、その次に、
ただ、見直し規定を設けましたのは、一種事業にも今回一定の資格を付与しながらも参入を認めることになりました。そういう形で果たして、この一元体制を維持しながらもこの参入の結果が社会、産業的にも国民生活的にもどういう環境変化をもたらすであろうか。あるいは例えばデータ通信、データの部門、今現在、電電が一種事業者であり、かつ二種事業者の大型のそういうV A Nに似たようなあらゆる附帯メ

ディアのサービスも行うわけでございますから、これらが将来において公正競争を欠くという形の影響が出てこないであろうか、あるいはそれに基づいてその部門のあるべき姿として分離の方がいいのかわからないかという検討材料も含めての見直し規定でございまして、分割という形については私は考えておりません。

安井議員の質問に対する答弁であります。
さらに、松前委員の質問に対してでありますけれども、これはちよつと長くなりますから省いて、竹内議員の質問のところだけをもう一回申し述べたいと思ひます。

（委員長退席、中村（正三郎）委員長代理着席）

御指摘のとおり、電話中心ということで考えますと、やはり全国あまねく一体的に運営されておる今日の公社のネットワークのこういった形の体制が望ましいと思ひます。これからのいろいろな通信網の利用形態の中で、こういった民営化論という形が一つの政策課題になつてきたわけでございます。

しかし、御指摘のように、当初の臨調の答申という形になりますと、民営化し分割という形でございますけれども、私たちはやはりこういった民営化体制は必要であらう、しかし今日の現実の情勢からいって、分割という形はそぐわないという形の中で、今回の法案の中にも分割という形ははつきり取り除いてきたわけでございます。

今後も、ある意味の競争原理が働くという過程の中で、これは少し御質問の趣旨から外れる余談になりますが、投資も自由でございまして、附帯的な業務という形は、自助努力と自主的な判断によつて、将来の課題としてはできるだけそういう新システムでやつていく形、これも経営内部の仕事でございまして、私が口出しすることではございませぬけれども

も、そういった方向でいってほしいなと思っておることは事実でございます。しかし、この通信網の分割という形については、私たちは全く今考えておられない、将来方向によっても、今日の一元体制が望ましいという気持ちでございます。

こういうふうなこの民営化問題のときに奥田郵政大臣は答えになつてゐるのであります。

(中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席)

そこで、一体この大臣の国会における答弁、発言というものと、その大臣がいなくなつた後で運用されておる、現状でいえば郵政省がやっておることと完全に違ふわけですね。一体、国会における大臣の答弁というものがどういう重さを持つておるかについて、法制局長官の見解を聞きたいと思ひます。

○工藤政府委員 国会におきます大臣の答弁は極めて重要なものであり、当然尊重されるべきものと考へております。

○堀委員 当然尊重されるというふうに今法制局長官の御答弁がありましたけれども、そうするとそれが尊重されていなくて、どこがどういふ処置をとる形になるのでしょうか、法律的な問題として伺ひたいと思ひます。

○工藤政府委員 一般論として申し上げますと、国家行政組織法の十條等におきまして、大臣は「その機関の事務を統括し」といふふうなことがございまして、そういう立場にございまして、当該省におきまして国会における大臣答弁の内容に即しまして事務処理を行うべきことは当然のことと存じます。

ただ、大臣答弁の中には、もう委員十分御承知のように、確定的な方針を示したものとございまして、また、それ以外に検討の方向とかいふふうな指示の内容のものがございまして、また、結論を出します過程においていろいろな角度から検討を

加える、こういうこと、あるいは社会情勢の変化といふふうなものを考慮するといふふうなこともまたあり得ることであらうと思ひます。

○堀委員 それでは、もう一つ伺ひます。

憲法第十五条、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」これはどういふふうな解するのが相当でしょうか。

○工藤政府委員 委員の御質問の十五條の一項及び二項は、まさにそのように書いてございまして、公務員といひましても、この場合に直接国民から選定される公務員もおりまして、そういう者を通じて間接的に選定される公務員もまたあるわけでございます。そういう意味で、十五條の一項は「国民固有の権利である。」といふのは、その由来を説明しているといふことであらうと思ひます。また二項は、当然のこととして、一部の奉仕者ではないのだ、国民全体から選ばれ国民全体に對して奉仕する者である、こういうことを規定したものと承知しております。

○堀委員 私は二項にウエートを置いて伺つたわけなんですけれども、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者でない。私は今郵政省がやっておりますことをじつと見ておりまして、果たしてこれが国民全体に對する奉仕なのかどうか。実は新規参入の第二電電と言われるような方に軸足がかかり過ぎてゐるのではないかと、私の率直な感じでございます。皆さん、議員の方はどういふふうにお感じになつてゐるかわかりませんが。

そこで、ちよつと公正取引委員長に御出席をいただいておりますので伺ひますが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第一条、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公平な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価

格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」このいふふうな目的がなつております。

そこで、公正取引委員会の所掌事務は一体どういふふうになつておるのかをちよつと御答へいただきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 公正取引委員会の所掌事務という御質問でございますけれども、ただいま委員がお読みになりました独占禁止法第一条の目的、つまり自由で公正な競争秩序の維持促進をするといふことのために置かれたのが公正取引委員会という機関でございまして、この任務を達成いたしますために独占あるいはカルテル、不正取引のやうな違法な行為の排除を行いますほか、競争政策あるいは競争条件を一段と推進するために、各種の経済実態とか事業活動等の調査等を行ひまして競争条件の整備を図るといふことが、公正取引委員会の所掌事務であると考えております。

○堀委員 私は、当委員会に参りましてから、現在の日本の経済について競争原理の導入、市場経済といふことを一貫して訴えて今日に来ておりますので、競争制限やその他の不公平な取引が行われるやうな実態がありましたならば、それは公正取引委員会が正しく指摘をされて対応されるのが当然だと思つておりますが、今回は公正取引委員会ではなくて郵政省がこれらの問題について、確かに法案の見直しという規定がありますけれども、これらのことを一方向的に進めて、おまけに新聞にどんどんそれが報道される、その結果株価が下がる、国民が不安を持つといふやうなことは、私はどうも行政上としても適切を欠いておるので

はないか、こういう感じがしてゐるわけでありまして。

公正取引委員長、結構でございます。ありがとうございます。要するに、私は、これらの問題はすべて公正取引委員会が所掌することだといふことを皆さんに申し上げ、委員長、お引き取りをいただいて結構でございます。

そこで、郵政省の電気通信局長にお尋ねをいたします。

まず最初に、今まで私が申してきたやうな点について、この電気通信審議会の審議過程その他がほとんど新聞に報道されている点についてはどういふ認識を持つておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先生今お尋ねでございますNTTのあり方の問題については、昭和六十年四月に施行されました日本電信電話株式会社法の附則に、政府は、この法律の施行後五年以内に、会社のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとす、こういう規定がございまして、私もどもいたしましては、この五年が平成二年、来年度の三月三十一日にその期限がやつてまいるといふことで、このために昨年三月十八日でございますが、先ほど来お話の出しております電気通信審議会に對しまして、「今後の電気通信産業の在り方」といふことについて御諮問をお願いをしておつたところでございまして、この十月二日に中間答申をいただいたといふことでございまして、この中間答申では、基幹的電気通信事業者でありますNTTのあり方について、幅広く、経営上の問題あるいは公正有効競争上の問題、さまざまな指摘を、検討の結果を開陳いたしまして、今後のとるべき方策についていろいろの考え方があつたといふことを指摘をなさつたわけでございます。今後の議論の素材を広く提供するため、この中間答申が行われたものと考えておるところで

ございます。

私どもとしては、今後の事の重大さにかんがみまして、引き続き同じ電気通信審議会に對しまして、先ほど申し上げました附則二条そのものの、今後の政府がとるべき措置について直ちに諮問をいたしました。来年の春までに結論を得たい、こんなことで現在進行いたしておるわけでございますが、御質問の、こうした点についての議論は、国民、利用者の立場からひとつ大いに十分な議論を期待したい、そういう気持ちでおるところでございます。

○堀委員 私は、審議会で議論をすることはちつとも問題はないと思っております。それを外部に何も一々、発表しているかどうかわかりませんが、けれども、しかし新聞には明らかに報道されておる。それが国民に不安をもたしておる。あるいは現実問題としては、いろいろな行政間における問題においても、それについての先行きの見通しは極めて困難な状態がもたらされているようなことは望ましくないもので、今後この電気通信審議会の審議内容その他が、最後の報告が出るころにはいいですが、中間でこれが報道されることのないようにしてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○森本政府委員 審議会での御意見としては、この中間答申が出される過程におきまして、この問題は将来の国民の利益の増進という立場から極めて重大な問題である、よってできるだけ多角的に議論をしたいということで中間答申をいただき、そしてこの中間答申が、できるだけ国民的な議論も呼び起こすべきだという見解のもとにこの答申がまとめられた次第でございます。

私どもとしては、この問題をめぐって各般の議論が行われ、将来のとるべき方向について正しい選択と申しますか、決定と申しますものを期待いたしておるわけでありまして、御指摘の審議会内部の議論については、御案内のとおり各種の審議

会がそうでございますが、これを公開にするか否かは審議会の決定でございます。この審議会については現在非公開とするということで審議が行われておるわけでございます。ただ、時折このことについて現状がどうなっておるか、そういうことについての報告を外部から求められた場合には、審議会において必要な措置をおとりいただくことがこれまでもあったし、今後もあり得るものと考えておるところでございます。

○堀委員 次に、日本高速通信株式会社の主要株主についてお答えをいただきたいと思っております。

○森本政府委員 お尋ねの日本高速通信株式会社については各社が出資をいたしております。トヨタ自動車株式会、道路施設協会、各六・二％、三菱商事三・一％、三井物産一・一％、その他住友商事、伊藤忠商事、丸紅、日商岩井、各一・九％と相なっております。

○堀委員 今の日本高速通信株式会社というのは、筆頭株主がトヨタ自動車株式会社です。会長は豊田英二さんです。その豊田英二さんが電気通信審議会の会長を務めておるといふのは、利害関係人が会長を務めておるといふことは、皆さん、果たしてこれは適切に思われますか。私、いろいろと調べてみたけれども、意外と法制的な整備が十分になくて、そういう問題について法的な規制はないようでありまして。しかし、常識として今のような問題をやっておるときに、その利害関係人である豊田さんが電気通信審議会の会長をしておるといふことは適当でない。これは恐らく郵政省がお願いをした結果お引き受けになったのでありまして、しょうけれども、これは豊田さんとしたら大変迷惑なことになっておるのではないかと、こう考えておるのであります。これについての局長の見解を伺いたいと思っております。

○白井政府委員 電気通信審議会の委員につきましては、法令によりまして学識経験を有する方々の中から郵政大臣がこれを任命するということになっておりまして、お話の豊田英二氏につきましても、昭和六十三年にそのような学識経験者のお一人ということで大蔵の方からお願いをした次第でございます。ただ、電気通信審議会の会長につきましては、これも法令上委員の互選によつて選任をするということになっておりまして、六十三年十月に委員の互選によりまして豊田英二氏が電気通信審議会の会長に御就任になったということでございます。

なお、会議の運営につきましては、委員の合議を基本にしてこれを進めるといふことになっておりますので、私どももいたしましては、電気通信審議会が調査審議をするためのいわゆる諮問機関であるというふうな審議会の性格でありますとか、そうした会議の運営が委員の合議を中心に進められるというふうなこともあわせ考えますと、せっかくの先生のお話ではございますが、審議の公正さに欠くところがあるのではないかと、こういうような考えは私どもとしては持っていないところでございます。

○堀委員 実はきょうこの委員会席を利用させていただいたのは、後で申し上げますけれども、今の国会審議の形態が政府と私たちだけでしか議論ができなくなっているのです。私は率直に言え、今のようなことで果たして委員会の公正が担保されるのかどうか。そしてそれは、豊田さんが手を挙げられたわけではなくて、審議会というのには役所がちゃんと段取りをして、そうして委員長にはひとつお願いいたしますとお願いをし、その合議の上に成り立っているというのが各種審議会の実態でありますから、私はそういう意味では豊田さんは大変御迷惑を受けておられるのではないかと心配をいたしておるわけであります。その点についてはまた後に通信委員会等で議論になりますので、本日はこゝまでいたしまして、一つだけ郵政省に言っておきますけれども、見直

しによつてもし分割その他の法律案が出てまいりまして、御承知のように参議院は今私どもも野党が多数でございますから、法律案については分割の法案を出されても絶対に成立をしないということとを公式にこの場で申し上げておいて、次の問題に入らせていただきます。

実は私、皆さんにパンフレットをお配りいたしておりますけれども、大日本帝国憲法の慣行から日本国憲法への基本的な改革についてという問題を今取り上げているわけでございます。この問題は、長年にわたって、どうして私たちと自民党の皆さんが議論ができないのだろうか、ワンクッション置いて政府とでなければやれないというのにはどこに問題があるのか、このことを少し勉強いたしました。その結果を記録にとどめたいので、ちよつと早口に読み上げます。

すべては疑い得るという西欧の言葉があります。昭和二十一年、日本国憲法が制定されて四十三年になりますが、現在私たちが行っている政治のあり方が日本国憲法の定めているとおりに行われているのかどうか疑ってみる必要はないでしょうか。そのためには、明治二十二年に制定された大日本帝国憲法を振り返ってみる必要があると思ひます。

大日本帝国憲法は、次のような経緯によつて定められたものであります。

大隈重信がイギリス的な議院内閣制・政党政治を内容とする憲法を制定すべきこと、また速やかに議會を開設すべきことを強く主張するに至つたので、岩倉具視を指導者とする政府は、大隈一派を政府から追放するとともに、明治十四年十月十二日の勅諭によつて、明治二十三年を期して議會を開設すること、それまでに「立国ノ体」に従う憲法を制定することを明らかにした。これを「明治十四年の政変」という。ここに明治政府の憲法制定の基本方針は定まり、明治十五年、伊藤博文が憲法調査のためヨーロッパ

パ、主としてドイツに派遣された。すなわち、伊藤は、民間の自由民権論者は「英米仏の自由過激論者の著述のみを金科玉条のごとく誤信し殆ど國家を傾けんとする」ものであるとし、「君権赫々たる當時のプロシヤ憲法を模範とする」とが、「大權不墜の大眼目」を達成し、わが國情に最もよく合致するものと考えたのである。

「日本國憲法概説」佐藤功さんの本でございます。ちやうどこのときは、普仏戦争にプロシヤが勝ちまして、ベルサイユ宮殿でプロシヤの王が戴冠式をやるという時期にたまたま遭遇をしております。そこで今の伊藤博文の提案に基づいて実は明治憲法がつくられたのであります。

この大日本帝國憲法は、天皇絶対主權を確立し、行政優位、議會輕視のものであり、その第五條に「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」とあり、さらに協賛という意味は、議會が予算案、法律案を成立させるための意思表示をすることになっています。

このような上から下への權力構造が、日本國憲法では主權在民の水平的な民主主義構造へと根本的に改められている点に注意する必要があります。日本國憲法第四十一條は「國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」とあるのは、明らかに大日本帝國憲法第五條の「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」に對置して設けられたものと考えられます。日本國憲法は、前文で

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、

その權力は國民の代表者がこれを行はし、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普通の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

以下省略となっています。さらに旧憲法は、第三十八條で「兩院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各項法律案ヲ提出スルコトヲ得」としてあります。これは、議會への法律案の提案權は専ら政府にあり、例外として議會に法律案の提案を認めていると理解するのが正しいと考えます。調べてみましたが、大日本帝國憲法下で議員立法は一本も出ていないのであります。

一方、現行憲法は、第七十二條で「内閣總理大臣は、内閣を代表して議會を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」第七十三條「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。一 法律を誠実に執行し、國務を總理すること。二 外交關係を處理すること。三、これが重要であり、

「條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。」四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。五 審判、これが重要でありまして、「予算を作成して國會に提出すること。六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。」となつています。

この内閣の職權が「他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」と具体的に内閣の職權を列記していることは、これ以外に内閣の職權を認めていないと解するのが正しいと考えます。内閣總理大臣が第七十二條に基づき内閣を代表して國會に提出することのできる議案には、法律案は含まれず、

條約、予算の議案に限られるべきだと解すべきだと思ひます。

旧憲法が完全な政府行政優位であつたものが、新憲法の前文のごとく、主權が天皇から國民に移り、國政が主權者たる國民の信託によるものとなり、その權威は國民主權に由來し、その權力は國民の代表者すなわち國會議員が國會を通じて行使すること、完全にこれまでの憲法の誤つた上から下への支配の體系を民主的な水平體系に改めたのが現憲法で、それゆゑ「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と明記されていると思ひます。

それゆゑ第四十一條の「國會は、國權の最高機關」となり、「唯一の立法機關である。」と規定されているのであります。ここに言う立法機關とは、法律案の議員の手による作成、提案、審議、採決のすべてが獨立した國會固有の權限であり、各政黨に屬する議員がまさに議員同士の活発な政策論議を行うことによつて國權の最高機關にふさわしいものにならなければならぬと、村田議員の提案のとおりには私は理解しております。

一番後ろから二枚目をちよつと見ていただきますと、自民黨の當時政調會長でございました村田敬次郎さんが、宇野總理大臣に対する質問の中で御紹介をしております。

○村田敬次郎君 私は、自由民主黨を代表して、宇野内閣總理大臣の所信表明に對し質問をするものであります。

ここから中略でございますが、國民の政治不信の大きな原因の一つに、國會運営のわかりにくさ、審議の非能率ぶりがあることは否定できません。いわゆる國對政治の弊害をなくし、國會法の原則に立ち返り、委員會の獨自性、自主性が發揮される、開かれた、國民にわかりやすい國會運営に改めるべきであります。(拍手)

國會議員が、言論の府であり、かつ國權の最

高機關にふさわしい國會議員同士の活発な政策論議を行える國會でなければなりません。また、議會制民主主義における多數決原理は、異なる意見の存在を認めることを前提に、討論を通じてそれぞれの見解を明らかにし、最後に多數決によつて國家意思を決定することであり、このルールは、たとえ少數黨であっても、審議の場において言論によつて競ひ合い、その評価を國民に問ひ、選舉による審判を受け、多數黨となる可能性を保障しているものであります。私は、村田さんのこの提案に全面的に賛成なのであります。

そこで、それゆゑ新憲法では、内閣の議案提出權を明記して、國會が唯一の立法機關であると明定してゐると思ひます。

それでは、旧憲法の一切排除されなければならない慣行は、果たして日本國憲法に述べられていないように排除されているのでしょうか。形式としても、衆參の本會議場は、ひな壇という名称で政府絕對優位の構造が今日まで続いています。予算審議に當てられる衆參の第一委員會で、閣僚は大型のいすに、國權の最高機關の議員は小学生のやうに、当初はひじかけもないやうに机を並べて座つています。さらに衆議院では、政府と議員は向かい合つて着席し、政府委員という制度も旧憲法當時のままであります。

本日、実は理事や委員長にお願いしてこの委員會室を遷移をさせていただいたのは、要するに衆議院は、既に私が今日提案をしておる議員同士の議論が行われるためにこの分館はこのような形で設けられていると私は理解をしております。

さらに法案提出の内容も全く旧憲法の慣行にのつとり、主たるものは内閣提出で、議員提出とは格段に多數が提案されてあります。私が議員となつた昭和三十三年から現在まで、内閣提出法案は四千二百九十一件、衆議院提出法案千六百四十

九件、参議院提出法案六百七件であります。内閣提出はその八五%が成立し、衆議院提出は二五・六%、参議院提出はわずかに三十五件、五・七%にしかすぎません。法案提出の現在のあり方は、まさに旧憲法時代と大差のない状態であり、これを成立件数の比率で見ますと、この間の成立件数は閣法が八九%、議員立法が一%でありますから、まさに明治憲法の一〇〇%閣法であったのと少しも変わらないという状態になっていると思います。

次に、構造については、西独も世論の前に一九八六年、ひな壇を大幅に引き下げています。ちよつと後ろの方をめぐっていただきますと、ここに西独のコピーが載せてございます。このコピーは、最初の方が連邦議会の旧議場というので、向こうのひな壇は日本のひな壇に比べてはるかに高い大変なひな壇でございます。これが一九八六年にドイツにおいても、その次のページのように引き下げられているのであります。

私は、この前、衆議院の池田次長に本会議のあのひな壇、その他今の予算委員会の問題というのはずっとこれまでだれもあれについて意見がなかったのですかと聞きましたら、実は尾崎行雄さんが、新憲法が公布されたときにあのひな壇を下げるべきだ、こういうふうな御提案がありました。が、当時の財政状況ではそういうようなことができなかったという歴史的な経過がございます。さすがに私は、尾崎行雄さんは新憲法公布と同時にこのことを問題提起されたというのは、私たちのすばらしい先輩だと考えておるわけでございます。

そこで次に、このような憲法解釈を行う場所は一休どこに求められるべきでしょうか。憲法第九十六條は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選

挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」となっています。この条項から見ても、日本国憲法をどのように解釈するかは国会の場において各議員の議論によって行われるのが正しいと私は考えます。といひますのは、憲法を改正するという以上、その憲法の解釈が皆議員の中で一つの見解にまとまっていなければ憲法を改正するというにはならないわけであり、私には、日本には憲法裁判所もありませんし、この憲法の解釈をするところは唯一この国会が憲法の解釈をするのだ、こう実は考えているわけでございます。

そこでこの際、本臨時国会に憲法に基づく政治改革を行う特別委員会を設置し、議論を進めることと極めて緊急、重要な政治案件と考えます。

具体的な改革案は、内閣法第五條及びこの法律案の改正に伴う必要部分の改正を行うこととして、私の提案している正しい憲法解釈が法律として実現し、実行されることとなります。内閣法第五條、「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、この議案が国会に報告する」となっているのを、今の「法律案、予算その他」ところを、「条約及び予算を議案として国会に提出し」ということに改めれば、内閣がこれまでの帝国憲法のように法律案を国会に提案することにはならないということとなりますので、私はこの点についてひとつ皆さんと十分議論を交わらせような場が持たたいというのが、今の率直な気持ちでございます。

最後に、私は、長年にわたって、日本の政治構造が官僚主導によって行われ、政治不在の批判が行われていくことに大きな関心を持っています。経済は一流、政治は三流と言われますが、それは今の国会の運営のあり方のためにもたらされているとかねがね指摘してきました。今、国の内外で日本の政治改革について関心が極めて大きく

なっているこの時期に、日本国憲法の定めに従って政治主導のあるべき政治改革を行うことが、国際経済の場でも緊急に求められていると思ひます。経済摩擦は、官僚機構が各省の自分たちの行ってきた過去の行政をそのまま守ろうとし、それに政治が追従している嫌ひがあります。

今、世界の国の中で最前列に立つことになった日本は、世界の国すべてがよくなることによって日本もよくなるという政治哲学を確立しなければなりません。

すべての衆議院、参議院の議員の皆さんにこの提案についての御賛同がいただければ幸いです。大蔵長時間におわたって読み上げましたが、これについての御意見をいただきたくても、今の制度ではいただけないのです。そこで、例外として、橋本大蔵大臣は大蔵大臣でございますが、しかし衆議院議員でございますので、私どもはここでは政府側のだれかとしか議論ができな、この仕組みが大体根本的におかしいのでありますが、大変あれでございますが、衆議院議員橋本龍太郎さんとして、私の考えについての感想がいただければ幸いです。

○橋本國務大臣 今改めて本会議の御質問を思い起こしつつ、その議事録に目を通しておりました。そして私は、基本的に委員の御主張になる点に同感の部分は多々あります。かつて、委員も御記憶のように、私自身が政府と対立をし、特定不況業種離職者臨時措置法を議員立法で書こうとしましたときには、各党に御協力をいただき、むしろ政府を押し切った形であつた法律をつくりました。何回かの議員立法の経験を持つ一人として、委員の御主張が私は理解できないものではございません。

ただ同時に、内閣が法律案の提出が完全にできない状態をつくる、委員の今御主張になりましたような形で条約及び予算と切つてしまつて、内閣の提出する法律案が完全に除外される形態までい

くことについては、私は多少異論がございます。今後議員の立場に戻つて私が今の御意見に感想を述べますならば、むしろ与野党の対話の中において議員立法の数をもつとふえていくことがより望ましい。そして、その中にはもちろん総論的なもの、各論的なものがありましようが、できる限り議員立法がふえていくということについては、私は委員と同感であります。

○堀委員 現在は議院内閣制でございますが、今私が衆議院議員橋本龍太郎さんの御答弁をいただいたのですが、大蔵省が法案をもし出したければ、私どもに対しても情報を提供し、さつき申し上げたように公務員は全体の奉仕者でありますから、与党には情報を出すけれども野党には情報が出せないなんというところは全体の奉仕者でないわけでありまして、両方に情報を出して、そうして私たちが与野党、野党のみならずと考えることとであれば、当然私は、衆議院議員橋本龍太郎さんが議員として、議員立法として大蔵省の考えた案を出しに少くも支障はないのであります。

ですから、今の議院内閣制という問題を過度に解釈したのが今のやり方ですけども、私はそれを裏返しにして、あくまで国権の最高機関で唯一の立法機関、これについては私は自分の説を羅列したのでありますが、衆議院法制局に憲法学者の中にも私のような考えの方があろうかと尋ねましたら、田畑忍さんと佐々木惣一さんの資料を持ってきてくれました。いずれも二十年以上も前にお書きになった憲法講義でありますけれども、国権の最高機関であつて、唯一の立法機関であるというの、立法業務は全部国会の専決の業務である、こういうふうな両方の方が書かれております。

私は、そういう意味で今の橋本さんが前向きに御答弁をいただいたことを大変ありがたく、高く評価をいたしておりますが、今の政府提案なるも

いうのはすべて夫だけのものであつて妻のものではない。妻にやろうとすると贈与税が要るとか、そういう点で日本の税というものの特異性。これは税じゃなくて、ベースにあるところの今の経済的な諸法律にまことに問題があると私は思うのでありますが、どうかひとつ——今、山中さんが向こうでにやにや笑つておられますけれども、お互いがデイスカッションできるようにした大いにこういうことを論議をして、国民がよし、いいことをやってくれているということがわかるような国会運営をぜひやりたい、こう思つております。

今の税制改革について、大蔵省もひとつわかりやすい資料を国民に提起することによつて、生活と密着した税制というものについてPRをしてほしいと実は思いますし、今後の国会のあり方についての問題につきましても皆さんとぜひ議論をさせていたゞいて、あるべき国会がつくれることを望んで、私の質問を終わります。

○中西委員長 午前十一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時十七分休憩

午前十一時三十六分再開

○中西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。森田景一君。

○森田(景)委員 やつとパート減税が百万円実現する運びになつてまいりました。我が党は、昭和五十九年にパート労働法案を提出しました。そのときにこのパート減税百万円の実現を要求いたしました。以来、国政審議の場におきまして、早急にこのパート減税百万円実現を要望してまいりました。このたび、政府の方からこうして百万円パート減税が実現する、こういう法案が出てまいりました。このことにつきましては、私も高く評価を

するものでございます。

そこで、減税の法案の審議でございますから、このパート減税の特徴といひますか今回の内容について、大臣もさつと触れておられましたから、せつかくの御努力でございまして、中身についてもう少し詳細に御説明をお願いしたいと思つてございまして。

○尾崎政府委員 今回のパート減税案でございますが、主としてパート所得者の税負担の軽減という見地から、給与所得控除の最低保障額を従前の五十七万円から六十五万円に引き上げる、それと同時に、内職所得者につきましても、パート所得者との均衡を考慮いたしまして必要経費の最低保障額を五十七万円から六十五万円に引き上げるといふことが内容でございまして。

したがいまして、今回のパート減税案によりまして減税の恩恵を受ける者は、パート関係でいいますと、まず、パートで働いておられます主婦の方々などのパート所得者本人でございまして、すなわち、従来、年収九十二万円を超えますと所得税が本人にかかつていたわけでございまして、けれども、今回の改正によりまして百万円までのパート所得者には所得税がかからないということになりました。それから、パート収入が百万円を超えまして、年収百六十二万五千円までのパート所得者は、給与所得控除の最低保障額が引き上げられるということによりまして減税の恩恵が受けられるということになっております。

それから第二に、この減税の恩恵はパート所得者と生計を一にいたします夫等にも及ぶことになるわけであります。今回の改正によりまして、その夫などの所得の税額計算上、従来、パート所得者の年収が九十二万円を超えます場合には配偶者控除の対象とならないということであつたわけでございまして、年収百万円までのパート所得者を配偶者控除の対象とできるということになるわけでございます。また、パート収入が百万円を超

えるパート所得者でありましても年収百三十五万円までの者、これは現行は百二十七万円でございますが、年収百三十五万円までの者を配偶者特別控除の対象とすることができるようになります。それから、同じパート収入でございまして配偶者特別控除額が増加するということになるわけでございます。

それから、内職所得者につきましても、ただいま申し上げましたパートの場合と同様に、内職所得者本人、内職所得者と生計を一にする夫などにつきまして今回の減税の恩恵を受けるといふことになるわけでございます。

○森田(景)委員 このパート減税による減収額が約七百五十億円、こういうふうの説明されておりますけれども、内容は、所得税で約五百億円、住民税で約二百五十億円ということでございます。この財源の手当てについてはどのようにお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○尾崎政府委員 今回の減税に伴います減収額につきまして、ただいまのところその歳入の見積もりを改めるということとはございせんが、今回仮に補正予算などがつくられることになりますと、そこで全体として検討の対象にならうかと存じます。

○森田(景)委員 去る十月の六日に、我が党の坂口政審会長と刈田婦人局長が、今後さらにパート減税を百二十万円に引き上げるべきである、こういうことを政府に申し入れをいたしました。福島労働大臣は、来年度は百二十万円への引き上げを財政当局に働きかけていきたいという、こういう回答がありました。大臣の方にこういう要請があつたのでしょうか。また、あつたとしたならば、来年度予算の中には百二十万減税を盛り込むお考えがどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○橋本国務大臣 せつかくのお尋ねであります。まだ労働大臣からそのような申し入れを私は受け

ておりません。事務的に、どんな中身のものが、何かあるいは来ているのかどうか聞いておりませんけれども、少なくとも労働大臣からそのような話は私は受けておりません。

○森田(景)委員 これから百万円減税が実現するわけでございますから、百二十万というお話はちよつと早いと感じられるかもしれませんけれども、労働大臣の方はそういう答弁をしておりますし、特に今回も、我が党初め各党がこの百万円の減税ということでは始終政府に申し入れをしてきたと思ひます。

しかし、政府の資料によりますと、こういうふうに書いてあるのです。六月三十日の第六回新税制実施円滑化推進本部会合において、本部長である宇野前総理が実施を約束。こういうふうに出てくるわけでありまして、そうしますと、総理大臣がやると言つたらこれは大蔵省もやりになるのだ、こういうふうには理解してもいいんじゃないかと思ひますが、一番大事なものは、やはり大蔵大臣がやりますと云へば、これは間違ひなくできるのじゃないかと思うのですがね。大蔵大臣、将来に向かって百二十万の減税を実現していきたい、こういうお考えがどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○橋本国務大臣 今このパート減税の法律案を御審議をいただき、そしてこれから本院の審議が議了いたしました後、参議院の御審議を願うという状態の中で、先のことを申し上げるのもいかなものかと存じます。

ただ、今委員の御主張は、従来からの経緯を振り返つてみますと、党としての御主張に私は理解ができません。決してありませんけれども、課税最低限に絡みましたり、さまざまな問題点があることもまた委員御承知のとおりでございまして、当面、直ちに申し上げる自信はございません。

○森田(景)委員 直接パート減税にはならないけ

れども、例えば所得控除額を、今三十五万円でございますから、これを四十万円にアップする、そうすると扶養控除をまた四十万円にする、特別扶養控除を四十万円にする、こういうことはいわゆる所得税減税という方向で考えられると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○尾崎政府委員　ただいまパート減税百万円ということをお願いしているわけですが、これをさらに引き上げるために諸控除を引き上げたかどうかというお話でございますけれども、御承知のとおり、昨年の税制改正におきまして、基礎控除、扶養控除、配偶者控除をそれまでの三十三万円から三十五万円に二万円ずつ引き上げたばかりでございます。所得税、住民税を合わせまして総額三兆三千億円という非常に大きな減税をやったばかりでございます。今回の改正案によりまして給与所得控除の最低保障額が五十七万から六十五万に引き上げられるわけでございます。それに伴いまして妻のパート収入百三十五万円まで配偶者特別控除が適用されるということにもなっておりますので、これをさらに引き上げる、特に諸控除の引き上げによって行うということは大変難しい問題があるかと思えます。

先ほど大臣から申し上げましたように、このパート百万円ということをおわせて考えますと、実は片稼ぎの家庭とパートで奥様が働いている家庭の課税最低限に相当の差が出てきているわけでございます。それから、御承知のとおり、給与所得控除の最低保障額でこれは調整いたしておりますから、給与所得控除四〇%、三〇%、二〇%と適用していきましても、その四〇%適用のぎりぎりのところまで今回の改正で来ておりまして、これをさらにいじるといようなことになりまして、委員の御提言はそういう意味ではないわけでございますけれども、そういうような方法で見直すということになりますと、今度は給与所得控除の率そのものを根底から見直さなくては行けない

という非常に大きな問題に触れてくるわけでございます。まして、パートに対する特別な手当といったしましては、この百万円というところまでが現在なし得るぎりぎりのところであるというように私も考えております。

○森田(景)委員　先ほど大臣も、我々の主張も理解できる、こういう御発言でございましたので、そういう方向で、今後さらにパート所得者あるいは内職所得者の収入が大幅に使えるような方向でひとつ格段の御努力をお願いしたいと思えます。

なお一つ、今、基礎控除を四十万円にするとか、これは何もパートに限りませんで、一般の所得者の減税につながるわけでございます。昨年の大幅に減税したといひながら、本年もかなりの自然増収がある。自然増収は本来返すべきだ、こういう理論もあるわけでありまして、仮に基礎控除を四十万、扶養控除を四十万、特別扶養控除を四十万、こうした場合にはどのくらいの減収になるのか。その辺の計算はおありなんでしょうか。

○尾崎政府委員　ざっと目見当でございますが、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、各一百万円上げますことに影響額が約千四百億円というように考えております。

○森田(景)委員　そういう答弁も踏まえて、今後十分検討していただきたいと思えます。

次に、今、国会は消費税国会だ、こう言われているわけでございますが、政府自民党の方は、消費税は大幅に見直す、抜本的に見直す、こういうことであるという新聞報道もされております。また一方、野党四会派の提出しました消費税代替財源法案の中に自然増収から一兆四千億充當されている、こういうことについて何か大蔵大臣も、それは不自然だ、こんなことを表明されたという報道もあるわけでございます。

そういうことで、ちよつとこの消費税見直しと税の自然増収ということについてお尋ねしたいと

思います。

自民党は、消費税見直しの柱として、非課税枠の拡大を全食料品、出産費、入学金の三点を対象とすることにしたい、このように報道されております。これは、三塚政調会長が十月二十六日、熊本の記者会見で発表されたことと報ぜられております。大蔵省は、こうしたことに対してどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○橋本内閣府大臣　私も、消費税をスタートさせますにつきまして、さきの売上税法で五十一項目の非課税品目をつくりましたことに對して大変厳しい御批判がありましたことを踏まえ、非課税取引の範囲を極めて限定をしてスタートをさせたわけでございます。

今、消費税の見直しにつきまして、政府といたしましては政府税制調査会に検討をお願いし、また、党は党の税制調査会においてそれぞれのお立場での御議論が進められております。党税調の中にさまざまな御意見があり、その中において非課税取引の範囲拡大についても議論があることは私ももととして承知をいたしておりますけれども、私の立場からいいますと、一つは、政府税制調査会に作業をお願い申し上げている責任者として、その内容に予見を与えるようなことを申し上げることはいかげなものであるかということと同時に、私自身が与党の幹事長として参議院選を戦いました責任者であります。その時点のことを踏まえ、消費税について国民から出される御意見についてはすべてを検討のテーブルにのせ議論をしていただきたい、その上で結論を出していただきたいと申し上げてきた経緯もございまして。

今、議論の進んでおりますなかでありますだけに、こうした段階で個別の問題にわたつて個人的な意見を申し述べることにしてはお許しをいただきたいと思います。

○森田(景)委員　ただいま大臣もお話の中にありましたけれども、売上税のときは五十一品目を非

課税にしたわけです。そのために税率が五%、こうなつたわけでありまして。消費税は非課税品目を設けなかつたために三%、こういうことになつたわけですね。しかし、これを今度非課税品目を設ける、こういうことになると、税収が相当落ち込むことになるわけですね。そうすると、三%の税率では、当初予定したこの消費税の収入はなくなるわけですね、大幅に減る勘定になります。

そういうことで、仮に全食料品、出産費、入学金、この三点が非課税になつた場合の減収額について、大蔵省はどのような計算を持っていられるのでしょうか。

○尾崎政府委員　実は、参議院におきましても同じような御質問をいただいたわけでございますが、新聞等いろいろな報道されておりますけれども、この減収額の計算というのは、前提によりましていろいろ難しいことがございまして、ただ食料品というようなはんやりとした概念で計算するのが非常に難しいわけでございます。内容がかつちり固まりましたら当然減収額の計算をいたしますが、現在までのところ、私もはまだ計算をいたしておりません。せつかくのお求めでございますが、そういう情勢でございますので、今何とお答えをしかねる状況にございます。

○森田(景)委員　大蔵省としては、そういう答弁だろうと思つておりました。先ほど堀委員からも質問がありましたように、やはり資料は自民党ばかりでなく野党にも全議員に公平に提出すべきである、こういう話があったのです。それで恐らく、自民党と政府は一体でございますから、自民党には、こういう場合にはこういうふうな減収になりますよ、そういう資料は計算して自民党の税調に行つてはいるはずなんです。それから、政府税調にもみんな資料は大蔵省でつくつて出しているわけですから、そこにも当然行つてはいるはずなんです。そうではございませんか。

それで、これは十月二十四日の朝日新聞に報道

されておりますけれども、こうなんです。「大蔵省は、公式には「まだ具体案の議論はされていないので検討できない」としているが、生鮮食料品に絞った場合は三千億円前後、食料品すべてを対象にすると約九千億円になる。また、運送費など仕入れ段階で負担した消費税も還付する方式を食料品に適用すると、二兆円近くふくらむ」、こういうことが新聞に報道されているのです。だから、大蔵省は試算をしているはずなんです。だから、そういう内容を我々にもぜひ提出してもらいたい、このように思います。

○橋本國務大臣 今、主税局長から御答弁を申し上げましたように、参議院でも同様の御指摘をいただきました。ただ、よほど私が軽視をされて全く主税局の作業を教えてもらえないといふとすれば別でありますけれども、私は少なくとも、今委員が御指摘になりましたような内容を含んだ資料を政府税制調査会に提出をしていることは承知をいたしておりますし、党の税制調査会にもそうした資料を提出したとは聞いておりません。そして、マスコミでいろいろな数字が報道をされておりますけれども、少なくとも現段階において私はそうした数値を関知いたしておりません。

○尾崎政府委員 今、大蔵大臣から御答弁がございましたように、また先ほど私が申し上げましたように、新聞で伝えられているような計算をしております。

ただ、先日、参議院で答えいたしましたのは、今、委員が御指摘の数字のうちの二兆円というものでございますけれども、それは、食料品がしよっているあらゆる税の負担を外した、それは運送費から設備投資でありますとか、いろいろなものの負担を全部外した場合の二兆円ということについては、若干思い当たるところがございますというのを申し上げます。

それは、消費者物価を計算いたしますときに、各消費物資ごとにウェイトづけがございます。万

分比で決めています。それを食料品、飲料品それから外食費、そういうものを全部足し合わせますと、大体三三％ぐらいになるわけでございます。三分の一ぐらい、これが目見当でございます。恐らく俗に言われております消費税、平年度六兆円というものの三分の一ということになりますと二兆円でございますから、大体そういうようなことと云われているのではないかなというように、目見当の話としてそういうことを言われているのではないかなということでございます。そういう話を耳にしたこともございます。

○森田(景)委員 担当局でそういうことを耳にしたこともありまして、そういういいかげんなことでは困るのですよ。

それで、実は、仮に二兆円の減収が出たとすると、「この減収分を歳出削減で対処することは困難と大蔵省はみており、増税をするか、自然増収をあてるか、など新たな財源対策の検討が必要になる。」こういうことも報道されているわけでございます。こういうことを検討なさっていらっしゃるのでしょうか。

○尾崎政府委員 まだ税制調査会からの御答申もいただいておりますし、見直しの内容が全然固まっていらないわけでございますから、減収額そのものがわからないわけでございます。したがって、それに対する財源手当てでありますとか、その他諸手当てにつきまして考えているということも現在のところございません。

○森田(景)委員 公式にはそう答えるを得ないのだと思います。

それでは、本年度の税の自然増収の見込み、それから昭和六十二年、六十三年度の自然増収額、これについて説明をお願いしたい。

○尾崎政府委員 お答え申し上げます。

まず六十二年、六十三年度の方から申し上げますと、いわゆる見積もり誤差、決算額に対する当初見積もりの差額を申し上げますけれども、六

十二年度は五兆六千三百九十九億円でございます。それから六十三年度は五兆七千三百六十五億円でございます。いづれも当初見積もりより決算額の方が増加いたしております。補正後を申し上げますと、六十二年は三兆七千九百九十九億円、それから六十三年度は二兆七千二百五十五億円、補正後予算に對しまして決算額の方が上回っている状況にございます。

平成元年年度の税収でございますが、実は本日、月末でございます。きょうの夕方ごろまでには九月末の税収につきまして公表できることになろうかと思っておりますけれども、現在明らかになっておりますのは八月末の税収でございます。八月末の税収というのは、実は税収見積もり全体の四分の一程度にしかなっていないわけでございます。このような実績でございますので、これがどのようなことになっていくのか、まだ現段階では見積もりを見直すところまで到底至っておりません。その点、御理解賜りたいと存じます。

○森田(景)委員 大変慎重な答弁でございます。実は平成二年度、三年度、四年度、この三年間の自然増収の見込みをお尋ねしたいと思つたのですが、今の様子では全然回答がないかと思つたのです。それで、実は財団法人の国民経済研究協会が先般日本経済の見通しというのを発表しております。これは大臣ごらんになりましたでしょうか。

○橋本國務大臣 資料として私は一度目を通しました。

○森田(景)委員 これによりますと、やはり平成二年度、三年度、四年度、平均して五兆円の自然増収が見込める、こういうことでございます。こういういわゆる民間の調査研究に対して、大蔵省はどのような見解をお持ちでしょうか。

○橋本國務大臣 私が素人なりにあの資料を拝見しましたときにまず感じましたことは、随分経済見通しを樂觀的に見ておられるな、こういうふう

にこれから先の我が国経済が本当に動くものだら

うか、まずそういう実感を持ちました。

確かに、委員が御指摘のように、この一兩年、いわゆる税収の見積もり誤差というものがプラスの方向で相当大幅に出てきていることは事実であります。しかし、その大きな原因がいわゆる三高二安と言われる原因を持っておりまして、まず第一にお考えをいただかなければなりません。これは、税制自体も変化をしたわけでありまして、従来と同様の税収がという保証がありません。でなく、そのうちの一つの要素でありました金利を考へてみても、本年に入りまして、先般の公定歩合の引き上げで一・二五％の公定歩合の引き上げを行いました。また、実勢のファンダメンタルズをきちんと反映しているかと言われれば、いろいろな御議論がありますけれども、G7におきましてもドル高に對して各国の懸念が表明されましたような状態は、我が国においても為替のレートにそのままあらわれております。また、本委員会に大変な御協力をいただきました。いわゆる土地転がし等に対する抑制のために、土地税制についても厳しいチェックを行えるような対応を御用意をいただきました。

こうした諸要件が変化しております中で、果たしてあのような樂觀的な見通しが将来ともに継続をするかということになりますと、私は必ずしも見方を一にいたしておりません。

○森田(景)委員 大臣は非常に慎重といいますが、余り景気の先行きに樂觀的ではない、言ってみれば悲觀的なような感じを受けたけれども、今の状況ではこれからのかなり経済は成長していくだろう、こういうふうな一般に見られているわけでございます。それから、税の自然増収が、しかも私も内容を拝見しますとかなり慎重な計算をしていらつしやるわけですね。そういうことをもとに考えますと、これから二年、三年は自然増収もかなりの額が見込まれるだろうということが予想されるわけでございます。特に野党が提出した消費

税代替財源法案の中に、二年間の暫定的な措置として一兆四千億の自然増収を充当するのは何ら不当なことではない、私はこのように考えるわけでございます。そういう経済の見通し等について、大蔵省は余り慎重過ぎることのないように、やはり実勢に合うような計算を今後ともしていただきたい、このようにお願いする次第でございます。

それから、先般我が党の石田委員長が本会議の代表質問で、住宅家賃控除制度というものを提唱いたしました。それに引き続きまして、予算委員会で十月十六日に我が党の本内委員も質問いたしました。この答弁が、大臣は余り乗り気でないような答弁でございました。十分検討するという内容もあったと思うのですが、例えば本内委員の質問に對しましては、大蔵大臣は、非課税世帯には効果がない、こういうことを言っているわけでございます。そういうことに對して、非課税世帯に効果がないならば、家賃控除制度と併用する形で、一定の所得水準に満たない民間賃貸住宅入居者に對し国による家賃補助制度の創設も提案したい、こういうことも委員会で論議になりました。大臣は、欧米でも実施されているが、我が国ではいかがか、こんな余り積極的でない答弁でございました。

それで、私はきょう参考に、我が党が東京都で実施しました実態調査の結果を資料として皆さんのお手元に差し上げてあるわけでございます。この資料を見ましても、間取りが狭いか家賃が高いとかローンの支払いが大変だ、そういう実態が明らかにされているわけでございます。

そういう立場から、ぜひ私は、住宅家賃控除制度というものをまずスタートさせたらどうなんだ、こういうふうに申し上げたいわけです。やはりできることからやっていくという姿勢が大事ではないでしょうか。家賃補助制度までやると大変だ、だから一緒にやらなければだめだ、これでは前に進まないわけです。したがって、まず

家賃控除制度を実現させて、その後いろいろと財政を考慮して家賃の補助制度に持っていく、こういう考え方で進んでもいいのじゃないか、こう思うのです。その点でお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 先般予算委員会で本内委員から、公明党東京都本部が実施されましたリサーチの内容の御報告を踏まえての御質問がございました。

ただ、今、委員は私の答弁を御引用いただきましたが、主要先進国でも住宅費について特別な控除を設けている例はございません。私は当時も、主要先進国におきましても住宅費についての特別な控除を設けている例はないというお答えを申し上げたはずでありまして、その点は訂正をさせていただきますかと思ひます。

このとき申し上げましたのは、私としては二つの点を申し上げたつもりでありまして、一つは、限界税率の高い高所得者やより高額の家賃を任意で支払っておられる方がより大きな減税の恩恵を享受することになるといふ点と、あわせて、非納税者について家賃控除の恩恵が及ばないといふことを考えてみますと、高家賃対策といふものを税の体系から考えることはいかなるものであろうか、むしろこれは本来の住宅政策としての中で対応すべきことであらうといふことを申し述べたわけでございます。

委員の再度の御指摘であります。私はやはり非納税者の方々に及ばない家賃控除といふものをもって高家賃対策とすることについては、残念ながら賛成はできません。

○森田(景)委員 賛成ができないと言ふならば、衆議院総選挙で与野党逆転して実現するしかありません。そういうことを申し上げておきたいと思ひます。しかし、大事なことです。十分検討はお願ひしておきたいと思ひます。もう時間も余りありませんので、大臣、結構で

ございます。最後に、特別養護老人ホームの建設と土地税制の特例措置ということについてお尋ねしたいと思ひます。

御存じのとおり、今、日本は高齢化社会を迎えておりまして、老人福祉対策は非常に重要な課題になっていくわけでございます。本年九月十五日の新聞を見ますと、六十五歳以上の高齢者の方々は全人口に對して一・六％だ。しかも三十年後の二〇二〇年にはこれが二・三％から二・四％、倍になる、こういう予測もされているわけでございます。また同時に、寝たきり老人は本年は約六十六万人ぐらいいらっしゃる。そして、三十年後の二〇二〇年にはこれが百四十万人になるだろう、こういう推計もあるわけでございます。

そういう立場を踏まえまして、厚生省も来年度の予算要望に、在宅介護支援センターを各県二カ所ぐらゐ建設したいという要望が出ているようでございます。しかし、国の、あるいは公共施設としてこうした方々に対する支援の状況というのは非常に貧弱でございます。特に特別養護老人ホーム、こういう施設が非常に要望されているにもかかわらず、なかなか建設が進みません。その大きな原因は、今、公共施設の建設は民間業者が大変敬遠しております。これは国の基準単価と実勢が大きく乖離しているといふことにあるようでございます。したがって、この特別養護老人ホームも民間に依存せざるを得ない、こういう状況になっております。

ところが、お金を持っている方はこうした特別養護老人ホームの建設などはなかなかない、お金のない人がやていききたい、こういう大変皮肉な現象があるわけでございます。私も実はこういう問題でいろいろと相談を受ける場合があります。特に最近、減反政策によりまして農家が米をつくれな、田んぼをそのままに放置している、そしてまた、東京都の土地の値上

がりによりまして首都圏の土地の値上がりという問題がありまして、土地を公益法人に寄附をして特別養護老人ホームをつくっていききたい、こういう考え方を持っていていらっしゃる方がかなりおられるそうです。

それで、公益法人に土地を寄附すれば、これは非課税になるわけでございます。ところが建設費が、先ほど申し上げましたように、国の補助と実勢とが約倍ぐらゐ違っております。五十人収容の施設をつくりますと建設費は実勢では五億ぐらゐかかります。国、県等の補助では半分ぐらゐしかできません。その足りない分を、今度は土地の寄附を受けた公益法人が他に売却して建設資金をつくりたいといふときには、寄附をした個人に売却の利益といふときは、これの課税が行われる、こういうことで寄附する人も二の足を踏む、こんな話があるわけでございます。したがって、公益法人が養護老人ホームを建設するために寄附を受けた土地を売却する場合も非課税扱いになるようにしてほしい、実はこういう声があるわけでございます。

この点について、当局としてはどのような対策といひますかお考えをお持ちか、この辺のところを御説明をお願いしたいと思ひます。意味わかりましたか。

○福井政府委員 老人ホームの建設に伴ひまして租税特別措置法第四十条の承認につきましても御質問であるといふように伺ったところでございします。したがって、この措置法四十条の承認の取り扱いにつきましても御説明をさせていただきますかと思ひます。

公益法人に對する財産の寄附につきまして租税特別措置法第四十条の承認を受けるためには、財産の寄附があつた日から二年以内に寄附財産が寄附を受けた法人の公益事業の用に供される、または供される見込みであるといふことが一つの前提要件になっております。

その場合におきまして、公益法人において寄附財産を公益事業の新規開設または事業規模の拡張に伴う基礎となる財産の取得等のために譲渡する、つまりたゞいま御質問がございました、一たん寄附を受けた財産を譲渡、つまり売却をいたしましたしてそれをその用途に使うということになるわけでございますけれども、その譲渡代金の金額、売却代金の金額をもちまして建物等の減価償却資産、土地または土地の上に存する権利を取得し公益事業の用に供されるときは、本法の適用があるということになっておるわけでございます。

ちよつと複雑でございますけれども、要するに、一般的に申し上げまして、特別養護老人ホームを設置、運営する公益法人、社会福祉法人が、寄附を受けた土地の一部を売却いたしましたして、その売却代金の金額をもちましてその福祉法人が目的としております老人ホームの建物を建築し、それを二年以内にその用に供する場合には、冒頭申し上げました四十条の承認を受けることができて、非課税の取り扱いになるということでございます。一定の条件はございますけれども、この条件を満たせば、売却代金につきまして承認を得ることによって非課税の取り扱いになるということになっているわけでございます。

○森田(景)委員 大変明快にお答えをいただきまして、それが実態であるならば、これからもこの特別養護老人ホームなどの建設が進むのではないかと思います。

ただ、私が相談を受けました方のお話によりまして、こういうことにつきまして税務署にも相談に行つたのだそうです。ところが税務署で、この公益法人が土地を売却したらそれは寄附した人の課税対象になりますよ、こういうことを言われて二の足を踏んでいる、こういう話もあります。

したがしまして、こうした問題、ケースとしては少ないかもしれませんが、担当の税務署の方にも、職員の方にも周知徹底を図るようには格段の御努力をお願いしたいと思いますが、この点

についていかがでしょうか。

○福井政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生のお話にございましたように、こういうケースが全国的に今のところ非常に少ないといったようなこともございまして、御指摘のようないふこともあつたかと存じます。その点につきましては、今後税務署の職員に對しまして十分指導を徹底するようにしてまいりたいと考えております。

○森田(景)委員 最後にお尋ねいたしますけれども、その売却した金額全額をこの施設の建設なら建設の用途に使用すれば非課税だということお話をしたのですが、これがその土地を売つたのと建物を建てたのと、多少の、びつたりといかないと思ふのは問題ないと思うのですが、少し余つたといふときはどうなりますか。

○福井政府委員 私ども、法律、政令の規定に従ひましてこの四十条の承認を運営いたしておるわけでございますけれども、ただいま御説明申しましたように、法律的な要件といたしまして全額をもって建物を建築するということになっておりますので、全額ということと御理解をいただきたいと思ひます。

○森田(景)委員 最後と思つたのですが、その全額というものが、計算して、土地を例へば五十坪なら五十坪売つて幾ら幾ら、建物はまた別なところで見積もるのですから、これは売つた金額をそのまま建物の建設費に充当しなければならぬ、うまく計算が合うと思ひますか。だから、合わないと思つたらその辺のところを何とか手直しをする必要があるんじゃないかと思ふのですが、この辺を最後にお尋ねしたいと思ひます。

○福井政府委員 お答え申し上げます。少し細かいことになりましたけれども、私が全額と申したのは、租税特別措置法施行令二十五条の十五というところをございまして、「当該譲

渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利を取得するときは、これらの資産」が該当するといふ規定になっておりますので、この規定に沿つて私も執行していくということになるというふうな考へております。

○森田(景)委員 もうとにかく政令で縛られて動きがとれないということでございますが、政令といふのは変えることもできるのでしょうか、大臣。その辺のところの配慮を大臣検討して、必ずしもびつたりでなくても、売却する値段と建物を建てる値段とびつたりというのは、どう考えても私は不合理だと思ふのです。多少の、多少といふのはどの辺かといふのは問題かもしれませぬけれども、その辺の配慮は政令でちゃんと改めていいんじやないかと思ひますが、この辺の検討はできませんか、大臣。

○橋本國務大臣 政令委任事項といふのは概して専門的知識を必要とする部分でありますので、よく事務方の意見も確かめ、また考えてみたいと思ひます。

○森田(景)委員 じゃ、検討をお願いしまして、質問を終わります。

○中西委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 橋本さんが大臣になられて初めての質問でございますが、時間が非常に短いものでございまして、かいつまんでお聞きしたいと思ひます。

日本の場合にパート労働といふのが最近非常に多くなつてゐる、ほかの国と比べて恐らくは非常に多くなつてゐるんじゃないかという氣もするのですが、いろいろ税制を考へるときに諸外国との比較といふことが考へられる、そのときには、その基礎になつてゐる社会現象はどうかといふことも問題となつてゐると思ひます。日本の場合、非常に労働力不足になつてゐる、難民が続々と入つてくるくらいでございまして、でございまして、今、パート減税についてちよつとお聞き

したいんですが、ほかの国と比べてた場合にどうなんだろうなといふようなことについては、いかがなものでございませうか。

(委員長退席、平沼委員長代理着席)

○尾崎政府委員 ほかの国のパート減税といううな意味でございませうか。——他国の例を申し上げますと、パート減税は給与所得控除の最低保障額の引き上げということで現在我が国では行われてゐるわけでございますけれども、委員御承知のとおり、アメリカ、イギリスは実給与所得控除のような給与所得者のみに認められる控除といふのはございませぬ。したがしまして、我が国で言う意味でのパート減税といううなものはないんどうと思ひます。

それから、西ドイツの場合、これはクリスマス控除といふような名前では呼ばれておりますけれども、給与所得者に対する控除といふものはございまして、ございまして、過去におきましてクリスマス控除の引き上げといふのは例はございませぬけれども、しかし、これもパート減税といふような意味とは少し違ふのどうと思ひます。

一番似ておりますのがフランスでございまして、フランスは給与所得者に必要経費の概算控除といふのがございまして、そこで最低保障額がやはり我が国と同じようにございまして、その最低保障額がフランスにおきまして、昭和五十四年でございまして、千五百フランから千八百フランに引き上げられたといふような例はございまして、

○安倍(基)委員 いわゆる最低課税額といふか、もちろん我々としてはパートがほとんど優遇されることは非常にありがたいことでございまして、それも我々年来の主張なんですけれども、いわゆる課税最低限といふものに対するフィロソフィーと申しますか、簡単に言へば、日本の場合には独身家族の時代がある、そのうちに、要するに年をとつてくるとだんだんと負担が重たいといううなことがあるわけでございますが、そこで我々は

できるだけ中堅所得者が苦しまないようにということである。中堅階層の者が苦しまないようにという方法の一つだと思いますが、簡単に言えば、日本の場合に、よく我々一般的には課税最低限を上げろと言ってきたけれども、結局所得税の累進構造は、逆に課税最低限を上げ過ぎるところから出てくる場合もあるわけだ。

でございますから、パート減税はまさに中堅所得者にいわば非常にいいという意味では大いに歓迎なんですけれども、課税最低限に対するフィロソフィーというか、人間のライフサイクルを見たときに、独身のときにはべらぼうによくて、だんだんと苦しくなるといふ課税最低限の一つの考え方と、独身時代は独身家族ではない、ところが年をとるに従って大体まあまあと、ところが独身時代が一番いいという感じが、そのうちにだんだんと苦しくなる。課税最低限の一つの考え方をもうちょっとライフサイクル的に見て、控除のつくり方についても、要するにだんだんと年をとってきよくなるという一つのフィロソフィーがあつていいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○尾崎政府委員 課税最低限の考え方でございますが、一時代前は、我が国の場合にも生活水準から見て最低限必要とされる生計費に対応する部分というふうな考え方がとられたことがございまして、したがって、課税最低限を検討するに当たりまして生計費調査というふうなことをいたしました。それで議論をしたということがございまして、昨今は御承知のように、また委員御指摘のように、日本の課税最低限は世界的に見ても高い国でございますから、余りそういう感じで議論が行われるということはないという状況に現在立ち至っていると思ひます。

むしろ一つは、所得税の累進構造との関係で、中小所得者の負担をどのように緩和していくかと

いうような見地、それから、これまた委員の御指摘にございましてけれども、家族の構成に応じて税負担を調整するということも見地、そういうところから課税最低限の議論が行われているように思ひます。今回の抜本的税制改正におきましても、課税最低限の引き上げの要因を見ますと、例えば十六歳から二十二歳の特定扶養親族につきましての十萬円の扶養控除の上乗せであるとか、そういうような配慮が行われているわけでございます。

これまた委員御指摘のとおり、我が国の場合、サラリーマンの収入の増加のタイプというのがライフサイクルで大体決まっております。年功序列型でございますから、一定の線が描かれるわけでございます。若いときの負担、中年のときの負担、老年になつての負担、それぞれの負担の状況を考えながら、その実態に合わせて課税最低限を構成する諸控除の内訳というものを考えていくべきではないかというように存じております。

○安倍(基)委員 大臣、この消費税論争と関連して、いわば低所得者あるいは高所得者、そういう消費税論争というのは非常に低所得者に厳しいという面があるわけですが、もちろん我々は課税最低限引き上げ、引き上げとずっと主張してきたし、それは必要なわけですが、若干、ライフサイクルに依じて、今の状況では、例えば独身家族が非常にいい、だんだんと苦しくなる。我々はしきりと中堅所得者が苦しいんだからどうかしてこれというところで、いろいろの控除がまたそれなりにつくられてきたことはあると思ひます。

ただ、客観的に言つて、私は、こういうことを選挙の前に言つて、課税最低限をどうのこうのと云うとかえつて票を失うかもしれないが、しかし、課税最低限についての一つのフィロソフィー的なものをやはり持つておくべきじゃないか。ライフサイクルから見ると、若いときはべらぼうにいいけれども年をとつてきてから困る、あるいは中堅になつて困るという控除制度ではなくて、この

パートなどはやはり中堅が救われるという控除だと私は思ひますけれども、こういうことで、もう一遍ライフサイクルから見た課税最低限の再検討というか、その辺の必要があると思ひますが、いかがですか。

○橋本国務大臣 今、委員の御質問また主税局長の答弁を聞いておりました、私は一つの見識のある問題提起だと思ひます。と申しますのは、ここ十年かそこらの間に随分我が国の雇用構造、就業構造の変化が生じております。そして、男女雇用機会均等が条約によつて保障され、国内法の体系も整備をされ、我が国の家庭を構成する中における主要な稼ぎ手というものの地位にも変化が生じている。一方で、社会保障の世界におきましては、いわば世帯単位をベースとして組み立てられてきた日本の年金制度というものが、個人に着目をして、一人一人の年金権というものを保障する方向に移行しつつある。そうした中で、課税最低限を構成するそれぞれの要素についてこれから先も不断の見直しを考へていく必要があるというの

は、一つの見識だと私は思ひます。ただ、これはもう委員、専門家に對してかえつて失礼かもしれませんが、たまたま消費税と組み合わせて御議論をいたしたわけでありまして、実は、それぞれの税の特色と同時にそれぞれの税の持つ欠陥というものをどう組み合わせるべきか、それぞれの欠陥を消していくことができるか、それぞれの長所を伸ばした税制として組み立てることができるかという視点で考へてまいらなければならぬ問題であらうと思ひまして、これから先も私どもが勉強していくべき一つの示唆であらう、そのように理解をいたします。

○安倍(基)委員 消費税の話が出ましたから……大臣、現在、消費税の大議論が始まります。私は実はこの前、「朝まで生テレビ」というのに出まして五時間ばかりやつたことがございまして、太田君がさつき来ていましたけれども、そのときに、なかなか見直しといつても難しいよ。最後の結論は存続

か撤廃かどつちかじゃないかという雰囲気になつて生テレビはなつたのでございましてけれども、それに関連して、最近ちょっと自民党の中で何か消費段階を全部免税にしようという議論が出てきているやにも、まあ一部でございしますが、何かこれはごく一部の者が言い始めているようでございしますが、事実そういう動きがあるのか、議論があるのか、それについての御見解はどうかということでございます。

○橋本国務大臣 自由民主党の税制調査会の中で、さまざまな角度から見直しについての議論が行われておることは御承知のとおりでございます。そして、私の承知をしております限り、十月いっぱい作業としては、それぞれの方々が持つ意見を全部公表される、意見を述べたい方は全員参加をして意見を述べられるということでありましたから、非常に幅の広い意見が述べられたと承知をいたしております。

意見集約にかかられるのはこれから十一月に入りましてからと聞いておりました、今その内容を、どういう方向になるのか私どもとして予見をするわけにもまいりませんし、また、私自身の立場としては、政府の税制調査会に検討をお願いしておるわけでありまして、個人的な見解についてはどうぞお許しをいただきたいと思ひます。

○安倍(基)委員 財政当局として、要するにそういう消費段階を最後の接点でもつていわば非課税にするということは検討に値するかどうか。事務方で結構ですが……○橋本国務大臣 先般敗北に終りました参議院選、私は与党の幹事長としてその敗北の責任をとらなければならぬ立場でありますけれども、その際、私どもとして、国民から御要望のある見直しの御要求についてはそのすべてを組上にのせてまいりました。今、委員が御指摘になりましたことばかりではなく、さまざまな御意見が出ております。それは全部組上にのせて検討をしてい

ただ。しかし、それをすべて採用するというところでないことは当然のことです。

○安倍(基)委員 消費税論議でいろいろ議論になったんですけれども、結局免税品目を多くすると帳簿方式そのものもたぬのではないかと。そのところで非常に私が心配していますのは、心配しているというか、結局消費税で一番基本的な問題としてあるのは、免税品目をふやす、あるいは税率を変更する、段階を設けるというのは、インボイス方式でなくてはできない。だから免税品目の増加はすなわち帳簿方式そのものの否定につながるのではないかと。となると、免税品目をふやしていくことそのものが帳簿方式でもたぬなければ、やはりそれをもう一遍撤廃して基本から見直さなければいかぬじゃないかと。考え方もあるので、本当に大幅に見直しは可能なのかどうか非常に我々は疑問に思っています。この点はいかがでございますか。

○橋本國務大臣 世の中に大幅とか大胆とか、思い切ったか思い切つてとかさまざまな形容詞が流れ飛んでおることは私も承知をいたしております。しかし、私自身こうした形容詞をつけて物を申し上げたことはございません。そして、私どもとしては、今回の税制改革全体の中における一つの大切な構成要件として消費税が世の中の方々に受け入れていただけるような努力をする、その中における見直しでありますから、そうした基本線は守られることを期待いたしております。

○安倍(基)委員 ということは、大幅な見直しは難しいということでございますね。

○橋本國務大臣 私は、ですから大幅とか大胆とかそういう形容詞をつけて物を言ったことはございませんけれども、その大幅であるか小幅であるか中幅であるかというのは実は見る方の主観でありまして、例えば私どもが非常に小幅だと思ふのも、あるいは世の中は大幅と見てくださるのかもしれないし、その逆さの場合もあらうかと思ひます。要はその形容詞の問題ではなく、どう

すれば国民が納得をしていただき、この税制が定着できるかということでありまして、最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。

○安倍(基)委員 それから、現在、内税、外税と言われているけれども、今までは主として消費者の側からの不満が出てきているんですね。これからは、徴収というか、徴収義務者、納める方の、実際税務当局に調べられて納める方のいわば不満が出てくる。

私はちょっとここで懸念していますのは、結局税務当局が広範に非常に手を緩めて、それでもつて結局何でもかんでもいいやというぐあいに済ましてしまつていくと、結局、私は厳しく取れというのじゃなくて、いわゆる本当の意味の欠陥なり問題点が浮き彫りにされないままいろいろな議論される可能性がある。従来の内税、外税は、結局消費者側から見ると内税にすればいい、ところが途中の段階の人は外税の方がいいという話に必ずなるんで、現在の徴収が本当に法律どおり行われているのか、あるいは、もうどうせ危なっかしいんだから言つておきやうとちやうんだという話であると本当に欠点そのものも浮き彫りにされてこないんですけれども、現在の徴収段階はどうなつていますか。簡単にしてください、もう時間がございせんから。

○林(正)政府委員 的確な答えになるかや疑問なんですけれども、現在私どもが事実として把握しておりますのは、四月から七月の決算法人の申告の状況でございますが、現在のところ三十八万三千件の申告が出ております、私どもも順調な申告がなされているというふうに思っております。その納税額も千四百五十二億に達している次第でございます。

それから、今後の姿勢でございますけれども、私も、やはり新しい税金でございますので無理はいたしません、例えば申告をすべき人がまだ申告をしてないというふうな状態がございましたらば、関与している税理士を通じていろいろ御

指導申し上げるとか、あるいはいろいろな催告を申し上げるとか、そういうふうな的確にきちんとした申告及び納税が行われるように事務を進めていきたいというふうに考えております。

○安倍(基)委員 私は何も厳しく取れ取れと言つたわけじゃないけれども、本当に矛盾点が、いろいろな弊害があるのかどうかというところは、結局今度納税の段階が、これからの話ですけれども、その辺があまりににされたまま、先ほどの内税がどうか、それは内税というのには必ず消費者の段階の不満ですから、外税の問題、必ず途中の納税者の段階になると外税がいい、転嫁の問題が出てきますから、この辺が本当に欠点が浮かび上がる、廃止するにしても見直しをするにしても、その辺の執行がきちつとされて初めて正当な評価ができるわけですから、この辺はあまりににされたままやるのはおかしい。だから、本当にお互い、皆さんが見直しをする、我々は廃止するといつても、どこに本当に欠点があるのかどうかは執行をきちんとやってみて初めてわかるわけですから、執行をあまりにににしたままやるのはおかしい。私の意見でございます。

時間もございせんから次の問題に移ります

○橋本國務大臣 一言大臣の御見解を……。

税の徴収でできるわけはないわけでありまして、これはきちんと対応しなければなりません。半年間の猶予期間が終りまして今作業が始まつたばかりであります、納税者の方々に御迷惑をかける範囲できちんとした対応はしてまいらなければならぬと思ひます。

それと同時に、表示の問題について、流通段階における現状を考えてみますと、外税が主流であつて何ら問題は出ておらないというふうには私は理解をいたしております。そして、消費者の方々にとりまして、要はその商品を御自分の手元に引き取るときに幾ら支払わなければならぬかというところが明らかにすることが一番大切なことで

ありますから、外税とか内税とかということよりも、むしろ総額を表示され、その中に税額あるいは本体価格を記載されるような形態をとられる方が望ましいのではないだろうか、そのようなことも申しております。

○安倍(基)委員 私は、税を厳しく取れ取れというのじゃなくて、本当に消費税が弊害がどのくらいあるのかというのを議論するのであれば、それはきちつと実行した上で本当に見直すべきなのか廃止すべきなのか、我々はむしろ廃止を言つています。恐らくいろいろびしびし取り始めたらすぐ廃止論がわつと沸き上がると思ひますけれども、それをあまりにににした形でやると、やはりいいじゃないかという話にならぬか。この点はこの辺でとめておきます。

最後に、さつき堀委員から話がありましたNTTの問題でございすけれども、私も実はNTTの民営化のときにタッチいたしました。そのとき、やはりこの情報産業というものは通常の電力とか輸送と違う。電力とか輸送というのは非常にローカル的な色彩があるわけですが、情報産業はそうではない。それから、ほかの国とのコンペティションもあるという意味で、分割論はおかしいよというぐあいに私は議論したのでございます。この見解はまだ変わっておりません。

さつきいろいろ郵政省から話が出ましたけれども、最後に大蔵大臣、これは株の値段が上がる、上がらないという問題も絡みますけれども、この分割論に対して大蔵省としてはどういうスタンスであるのか。こちらからはもちろん産業政策の問題とおっしゃるかもしれませんが、基本的には私は非常にこれからの情報産業、成長産業を、通常のいわば、電力も基幹産業、運輸も基幹産業でございすけれども、ローカル性という問題においては情報産業というのは違ふ、だからそれと同一視できないと思ひますけれども、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○橋本國務大臣 私は臨時行政調査会のこの作業

が行われておりました当時、党の行財政調査会長を務めておりましたので、ある程度この関係に携わってきた一人ということかもしれません。

しかし、今、電気通信審議会が中間答申を出され、これから本答申に向けて作業をしていかれるわけでありまして。大蔵省の立場として申し上げますならば、N.T.T.の分割の適否につきまして、我が国の電気通信事業のあり方、ユーザーの利益という観点だけではなく、政府を含めましたN.T.T.の株主の利益等というものも十分勘案をし、慎重に判断すべき問題であると考えております。

○安倍(基)委員 慎重に判断するというのは、どちらかというところ、もちろん前向きな後ろ向きかというところは——この辺にしておきますか。慎重というものは、分割そのものの持ついわば意味というものについて、これはもちろん産業政策的な考えじゃないかと思えますけれども、ある意味からいうと、私のお聞きしているところは、株主の利益という面もありまして、大蔵大臣というのはすべてのことに目を、統括的な要素もありまして、その辺について、慎重にというお言葉の意味ですね、ちよつとなかなか答弁しづらいと思えますけれども、どういふことでございましょうか。

○橋本國務大臣 想定し得るすべての問題点をクリアし、なおかつ分割した方が国家国民のためになるというふうな我々が納得する御意見が出てくればそれに従うであります。また、その利害得失を考えますときに、必ずしも国家国民のためにはならないという判断を下げればそのような主張をいたすということでありまして。

○安倍(基)委員 苦しい御答弁かと思えます。時間も来ましたものですから、ここでやめておきます。

○平沼委員長代理 矢島恒夫君。

○矢島委員 パート所得者だとか、あるいは内職所得者の非課税限度額につきましては、我が党も以前より大幅引き上げを要求してまいりました。今回の改正案、大幅ではないものの、若干でも税

負担を軽減するものでありますから、その点で賛成できるものと考えております。

ところで、先ほども森田委員の方から質問の中で出されましたが、労働大臣の、ことは百万だが来年度は百二十万に引き上げるよう大蔵大臣に働きかける、こういう発言を引用されて質問されたわけですね。大臣も答弁されました。また、各党とも引き上げを要求しておるところでありまして、去る六月下旬、自民党のパートタイム労働問題検討小委員会も、非課税限度額の百五十万円への引き上げ、これを提言しております。

そこで、大蔵大臣にお伺いするわけですが、大蔵大臣、これを受けてどのように対処しようと考えておられるのか、パート所得者あるいは内職所得者の非課税限度額についてどのように認識されているのか、さらに大幅な引き上げが必要と考えていらっしゃるのかどうか、そのところの見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○橋本國務大臣 先刻安倍委員の御質問に対して、今、社会経済情勢の変化が進行している状況というものを私なりにとらえた答えを申し上げたわけでありまして、状況については先刻答弁を申し上げましたものを委員もお聞きをいただいたとおりの状況であります。

そうした中で今回いわゆるパート減税というものを提案をし、御審議をいただき、今こうして答弁に立っておるわけでありまして、私どもは、社会経済情勢の実態を踏まえて今回適正な改革をお願いを申し上げ、御審議をいただいておりますと理解をいたしております。

これから先、本院の御審議を終わりました後も、なお参議院の御審議があり、その後この法律が動き出して、社会の実態とあわせてどういふ御評価をいただけるかはこれからのことでありまして、今、私どもとしては最善最速と信じ、この案を提出し、御審議を願っている次第であります。

○矢島委員 労働省おいででしょうか。——労働省にお伺いします。

地価の高騰を初め、住宅費やあるいは教育費などが増大する中でこのパート労働者がふえ続けているというところは、労働省が出されました今年度の「労働経済の分析」、労働白書の中にもあらわれていると思えます。同時に、この白書の中では、とりわけ「女子パートタイム労働者の労働問題」という項目の中で、一九八七年、パート労働者は四百六十七万七千人、その中で九五%が女子のパート労働者であり、全女子雇用者の中に占める割合が二六・三%、こういうような統計も出されております。

最近、女子のパート労働者が急増する中で、パート労働者の雇用問題あるいは労働時間や賃金、賞与、退職金、これら処遇の問題などが労働条件の改善というものがいよいよ重要な問題になってきていると思うわけです。

こういう中で労働省は、六月二十三日に労働大臣告示というところでパートタイム労働者の処遇及び労働条件に関する指針というものを発表されました。これは、今までは行政指導の指針として八四年のパートタイム労働対策要綱、こういうものの内容を一部拡充されて強化された、そしてその位置づけも、要綱が労働事務次官通達といういわゆる行政内部の文書だったのに対して、今回は広く公表する意味を持ちます大臣告示ということに格上げされたわけでありまして。

問題は、この大臣告示がパート労働者の保護に具体的にどれだけの有効なものになるかということだろうと思うのです。大臣告示は、パート労働者の一定の要求を反映しておりますし、通常の労働者との格差を縮めようとする施策も盛り込まれておりますので、評価できるものもある、このように考えておりますが、実際にどれだけの効力を発揮するのか、あるいは実効性がどれだけの確保できるのか、こういう点について労働省の見解をお聞きたいと思えます。

〔平沼委員長代理退席、委員長着席〕
○鈴木説明員 パートタイム労働指針につきまし

ては、先生おっしゃられたように、本年の六月、労働大臣告示として制定いたしましたものでございまして。この制定に当たりまして、公労使の委員から成りますパートタイム労働問題専門家会議というもので十分議論いたしました。さらに関係の審議会の中で議論を詰めて制定いたしましたものでございまして。

この指針は、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善のために考慮すべき事項につきまして必要な事項を決めておりますので、これが定着が図られればパートタイム労働者の労働条件等の向上に役に立つというふうに考えております。

○矢島委員 パート労働者の保護のためには、この指針が効力を発揮するということが極めて重要だと私も考えます。いわゆる啓蒙、啓発だけではなくて、現行法を改正したりあるいは新たな立法も当然必要になってくると思うわけですが、このパートタイム労働指針をそのために有効なものにするお考えがあるのかどうか、労働省、この点はどうお考えでしょうか。

○鈴木説明員 パートタイム労働指針は、先ほど申しましたように六月に制定されたばかりでございまして。現段階では、その定着を図るということで総合的な対策を講じておるところでございまして。

○矢島委員 指針の中を見ますと、各項目の中に「努めるものとする」とかあるいは「望ましい」とか、ほとんどがそういう項目になっているわけですね。そのために、これは七月十三日の日経新聞ですけれども、「強制力はないので対応は急がない」とする使用者も多い。「こういうふうな記事も載っております。今お答えがありましたように、本当にこれが実効性を伴う、効力を発揮する、そういう方向でさらに御努力いただきたい」と、この点を御要望申し上げておきます。労働省、結構でございます。

続いて、税務行政について質問したいと思えます。

私が調査したところによりますと、国税庁の税務運営方針あるいは日ごろ国税庁が言っていることと大変違った一方的、権力的な税務行政というものが行われているので、具体的な例を挙げて質問したいと思います。

まず取り上げる一つは、群馬県の桐生市で起こった問題です。館林の税務署の署員の方が、この七月三十一日ですが、突然パートやアルバイトの人たちを雇用している企業を訪ねてきて、パートやアルバイトが本当に働いているのか確かめるといって給料の袋詰めを点検した。さらに、仕事では困るといっての振り切った工場内を歩き回って一人一人の名前を確認したり、さらに、アルバイトのタイムカードを偽造しているだろうと頭から疑う態度をとったりした。その上、このアルバイトやパートの人たちの家を十軒ほど訪ねたようでありました。アルバイトの高校生の家に行つて、なぜアルバイトなどをさせるのだ、これを聞いた母親は悔しき余り泣き出した、こういう例もあるほどであります。また、訪ねられた家庭ではそのためにパートをやめた人もある、こういうような事実があらわれております。このように、企業主の信用を傷つけたり打撃を与えて、そして無理やり修正申告に判を押させた、こういうふうになっているわけです。

パート労働者の非課税限度額を引き上げることが必要であります。今申し上げたような税務調査を続けるとか、あるいはこの機会に調査を強化する、そういうことになったら大変問題だと思ふわけです。国税庁は、パート労働者やその雇い主の申告は不正が多いと見ているのか。こういう調査のやり方は改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福井政府委員 お答えをさせていただきます。ただいま具体的な課税の事例につきましている御指摘があったわけでありまして、最初に、私も課税の具体的な内容につきましては、これに立ち入ることにつきまして私どもの立場上差し

控えさせていただくということについて御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただいまの御質問は、私どもの調査ということについての御指摘というふうに理解をいたしました。この点につきましては、先ほど先生の方から御指摘がございましたように、私どもの税務運営方針というところにもそのやり方について基本的な考え方が示されておるわけでございます。それによりまして、税務調査の実施に当たりましては、税務調査の公益的必要性と納税者の私的利益の保護との両者を十分勘案いたしまして、社会通念上相当と認める範囲内で実施していくということになつておるわけでございます。私ども、そういう方針に基づきまして税務調査を続けておる、こういうふうな理解をいたしておるところでございます。

○矢島委員 税務運営方針にきちんととつたやり方をせむ行ふべきだということを改めて主張しておきますが、これに類似する問題が今非常に数多く出ているという点も指摘しておきたいと思ひます。

時間の関係で私が調査したうちの幾つかしか例を挙げることはできませんが、もう一つの問題は、松戸市で不動産業と生花の小売業を営んでおられる吉林秀子さんの場合です。この人は、昭和六十二年分について更正処分を受けております。税額にして千九百九十一万九千六百円の追徴を受けたわけですが、更正の理由、そのやり方が余りにもずさんでひどいものなので、その問題でお伺いしたいと思ふわけでありまして。

問題の第一は、不動産内訳書に記載されている支払い手数料あるいは広告宣伝費を必要経費として認めないことと否認していることとあります。

この内容は、幾つかありますが、仮にEさんとしておきますけれどもこのEさんへの支払い手数料は、領収書に記載されていた住所地に住民票はあるものの居住していた事実はないというのが理由で否認されています。しかし、この吉林さん

の話では、Eさんは間違いなくそこに住んでいる夫婦と子供が一緒に住んでおられるわけですが、たまたまEさんの家族全員が留守だった。それなのに、そのことを納税者である吉林さんには何の話しもせず、それだけで否認している。もう一人Gさんとしておきますが、この方への支払い手数料についても、同様に、住所地に住民票はあるものの居住していた事実はないという理由で必要経費を否認しております。このGさんという方も夫婦と両親、子供と間違ひなく一緒に暮らしておられる。税務署員が調査に行ったとき、本人がたまたま不在であつたにすぎないわけです。

一体こんなことで、居住していないとして必要経費を否認してよいものなのかどうか。EさんもGさんも逃げたり隠れたりしないわけでありまして、とりわけ最初に申し上げたEさんの場合には、仲介手数料は確かに吉林秀子氏より受け取つていたことは事実だ、印鑑証明添付の上、自筆で証明いたしました。こういうことで、私ここにコピーを持ってありますが、念書と印鑑登録証明書を持ちこんでEさんは吉林さんのもとに手渡ししております。

どうしてこんなずさんな調査による更正をするのか。まさか国税庁がこのようなやり方によいと指導しているとは思いませんが、この件についてどうお考えか。私、前もって調べておくように言っておいたのに、その結果どうだったか、答弁していただきたいと思ひます。

○福井政府委員 ただいま先生から、具体的な課税の事例につきましている御指摘をいただいたわけでございます。

本件の課税の具体的な内容につきまして立ち入ることは、先ほど申しましたように控えさせていただきますけれども、ただいまの御質問、一般的に考えまして、税務調査で経費を認めたりあるいは否認をするといった場合の資料といひますか、そういった領収書といったものの取り扱いがどういったことであらうかというようなことでは

なからうかと思ふわけでございます。

私ども、一般的に申しまして、経費を認めたりあるいは否認をいたす場合に、何らかの形で証拠書類、領収書といったものが納税者の方から提示されるということは非常に助かるわけでございまして、それはそれでまことにありがたいわけでございます。しかし、調査という観点からまいりますと、ただそれをそのまま受けとめるということではございせん、私どもの一般的な調査の方法といたしましては、そういった領収書の真偽、正しいか間違ひしているか、あるいは実際にそういったことに伴ひまして、一般的には社外流出というふうな言葉でございまして、支払いが行われているかといったことにつきまして調査をいたしまして、客観的に見て課税当局である私どもが納得がいくというところになつた場合にそういった経費を認めるという手続になるわけでございまして。ただいまの具体的な点につきましてはコメントを差し控えさせていただきますけれども、御指摘の点についてはそういった取り扱いをいたしておるということでございます。

○矢島委員 個別の問題はそういうことでお答えいただかせませんが、一般的な問題として今お答えいただきました。

領収書だけでは不十分であるというふうなことなのかどうか。つまり、私はこの問題につきましては十分調査したつもりであります。この吉林さん関係のことは、調査がずさんだということだけにとどまつてないかと考えております。

もう一人、Sさんとしておきますが、Sさんに対する支払い手数料につきまして、このSさんが一度うっかり金額を間違つて言つたこと、これが唯一の証拠になつて必要経費の否認になつていくわけですか。領収書だけでは証拠にならないのかどうか。例えば、同じく吉林さんの問題で、広告宣伝費の問題です。領収書をきちんと提示いたしました。ところが、依頼先の会社がたまたま倒産して、ほかに証拠書類がないわけでありまして。ただそ

れだけでこれと否認されているわけであります。

このようなやり方は、疑わしきは罰せよ、というやり方ではないですか。吉林さんは、税務署は最初から犯罪者扱いで、納税者の話を傾ける態度はまるでないと思っております。国税庁は、疑わしいと思つたことはすべて否認してよいという指導をしているのですか。本人の申告を認めずに更正する以上、十分調査してから更正するのが当然ではないのですか。この点について、いかがですか。

○福井府委員 お答えいたします。

私どもの調査に当たりまして、現在の我が国の納税制度が申告納税制度であるということがその基本でございますので、調査に当たりましては、やはり納税される方の理解と協力を得ながら調査を進めていくという基本方針で臨んでおるわけでございます。また、そういう方針で今後とも進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

そこで、先ほど来の領収書、そういったことにつきまして、ただいま申しましたように、できる限り納税者の方に御協力、御理解をいただきたいというところで今後とも進めてまいりたい、そういうふうに進めておるわけでございまして、先ほど申しましたように、その場合において、出された領収書がそのまま認められる場合と、客観的に納税のできる資料かどうかということにつきましてさらに調査をいたしまして、残念ながらそれを認められないというケースもあるということにつきまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

○矢島委員 私が取り上げたこの件につきまして、適切な調査ではないと思っておりますし、また、その居住地にいかないとかいう問題だけで否認していくという点についても極めて重大な問題がある。こんなふうによられますと、どんな納税者でも申告を認められずすべて更正なのではないかというふうに考えるわけです。この吉

林さんは税務署の調査に協力して、すべての書類、原始資料のすべてを提出しました。にもかかわらず、納税者の意見も聞かないまま、必要経費というのが一方的に否認されている。ここに問題があるわけですね。しかも、税務署はわずか半年の間に担当者が三人もかわつた。そのたびに方針や態度が変わつてくる。納税者が非常に混乱する状態をつくつておられる。

私は、この問題については具体的に述べましたので、よく調査して改善していただきたいと思うわけです。

時間の関係で、もう一つ税務調査にかかわる問題で質問しておきたいと思ひます。

このことは、今取り上げた松戸でもそうですが、埼玉でもよく聞くことです。税務署員が事後調査に来たときに、「貴方の確定申告は認められないので修正申告をしていただきたい。修正申告をしていただければ調査はこれで打ち切ります。」「私はできるだけ税務署員が言った言葉に忠実に読んでいきたいと思ひます。」「修正申告に忠じない場合は徹底的に調査をして、過去三年間に遡り更正します。」「この位の税金は払えるでしょう。」「修正申告に忠じたらこれこれの税金ですみませんが、更正ということになるとこんな税額ではすみませんよ。修正に忠じた方が得ですよ。」「半ば脅迫しながら修正を強要している事実があるのです。

国税庁の出されております税務運営方針によりまして、先ほど御答弁の中にもありましたとおり「調査内容を納税者が納得するように説明し」「納税者の主張には十分耳を傾けるとともに、法令や通達の内容等は解かりやすく説明する」、こういうようなことも書かれております。

今の状況というのは、修正申告の勧奨といううなものではなくて、いわば更正にかわる修正申告というべきものであつて、本来税務当局が公権力の行使をすることによつて行政庁の処分として行われるべきものを、納税者が進んで行った修正申告という形式をとつて同一の効果を期待してい

る、その実現を図ろうとするものと言わざるを得ないのです。このようなやり方は、戦後長年かけて築いてまいりました申告納税制度というものを税務当局内部から崩壊させるものではないか、このようなやり方は、まさに無理やり税収を伸ばそうというやり方で、直ちに改めるべきだと思います。いかがですか。

○福井府委員 修正申告につきましてのお尋ねでございますけれども、修正申告は、私どももいたしまして、あくまでもこれは納税者の側におきまして自主的に申し出たものであるというふうには理解をいたしております。しかしながら、実際の運営に当たりまして、納税者の方で税務署の方といろいろ相談をいたしたい、あるいはまた税務署の方で何らかのアドバイスを差し上げるといふようなこともあるわけでございまして、そういった場合には納税者とお話し合いをしながら修正申告を出していただくということになるわけでございます。

私ども、修正申告というのはあくまでもそういう趣旨のものであるというふうに理解しておりますので、そういうふうな取り扱いで今後ともやつてまいりたいというふうに考えております。

○矢島委員 実際はそうならないという点を指摘し、今の答弁で私は納得いたしません、時間が参りました。

大臣、最後にお伺いいたしますが、今幾つかの例を挙げて私質問してまいりましたが、この申告納税制度を守っていくということであるならば、また、税務運営方針に沿つて税務行政が行われる、こういうことを忠実に実行していくということであるならば、私が申し上げたようなことは改められるべきだと思ひます。大臣の御見解を最後に伺ひたいと思ひます。

○橋本國務大臣 税務職員はみずからの職責に忠実にその職務を果たしておると信じておりますが、なお一層注意をいたします。

○矢島委員 終わります。

○中西委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中西委員長 これより討論に入るものであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）
第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項第一号中「五十七万円」を「六十五万円」に改める。

別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

（一）

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額
84,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
84,000	85,000	120	0	0	0	0	0	0	0	6,200
85,000	86,000	220	0	0	0	0	0	0	0	6,300
86,000	87,000	320	0	0	0	0	0	0	0	6,300
87,000	88,000	420	0	0	0	0	0	0	0	6,300
88,000	89,000	520	0	0	0	0	0	0	0	6,400
89,000	90,000	620	0	0	0	0	0	0	0	6,400
90,000	91,000	720	0	0	0	0	0	0	0	6,400
91,000	92,000	820	0	0	0	0	0	0	0	6,500
92,000	93,000	920	0	0	0	0	0	0	0	6,500
93,000	94,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	6,500
94,000	95,000	1,120	0	0	0	0	0	0	0	6,600
95,000	96,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	6,600
96,000	97,000	1,320	0	0	0	0	0	0	0	6,600
97,000	98,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	6,700
98,000	99,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	6,700
99,000	101,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,700
101,000	103,000	1,870	0	0	0	0	0	0	0	7,100
103,000	105,000	2,070	0	0	0	0	0	0	0	7,200
105,000	107,000	2,270	0	0	0	0	0	0	0	7,400
107,000	109,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	7,500
109,000	111,000	2,670	0	0	0	0	0	0	0	7,600
111,000	113,000	2,870	0	0	0	0	0	0	0	7,800
113,000	115,000	3,070	150	0	0	0	0	0	0	8,000
115,000	117,000	3,270	350	0	0	0	0	0	0	8,200
117,000	119,000	3,470	550	0	0	0	0	0	0	8,400
119,000	121,000	3,670	750	0	0	0	0	0	0	8,600
121,000	123,000	3,870	950	0	0	0	0	0	0	8,700
123,000	125,000	4,070	1,150	0	0	0	0	0	0	8,900
125,000	127,000	4,270	1,350	0	0	0	0	0	0	9,100
127,000	129,000	4,470	1,550	0	0	0	0	0	0	9,300
129,000	131,000	4,670	1,750	0	0	0	0	0	0	9,500
131,000	133,000	4,870	1,950	0	0	0	0	0	0	9,700
133,000	135,000	5,070	2,150	0	0	0	0	0	0	9,900
135,000	137,000	5,240	2,330	0	0	0	0	0	0	10,100
137,000	139,000	5,370	2,450	0	0	0	0	0	0	10,300
139,000	141,000	5,510	2,590	0	0	0	0	0	0	10,500
141,000	143,000	5,650	2,730	0	0	0	0	0	0	10,600
143,000	145,000	5,790	2,870	0	0	0	0	0	0	10,800
145,000	147,000	5,930	3,010	0	0	0	0	0	0	11,000
147,000	149,000	6,070	3,150	230	0	0	0	0	0	11,200
149,000	151,000	6,210	3,290	370	0	0	0	0	0	11,400
151,000	153,000	6,350	3,430	510	0	0	0	0	0	11,600
153,000	155,000	6,490	3,570	650	0	0	0	0	0	11,800
155,000	157,000	6,630	3,710	790	0	0	0	0	0	12,000
157,000	159,000	6,770	3,850	930	0	0	0	0	0	12,200

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
159,000	161,000	6,910	3,990	1,070	0	0	0	0	0	12,400	
161,000	163,000	7,050	4,130	1,210	0	0	0	0	0	12,700	
163,000	165,000	7,190	4,270	1,350	0	0	0	0	0	13,300	
165,000	167,000	7,330	4,410	1,490	0	0	0	0	0	13,900	
167,000	169,000	7,470	4,550	1,630	0	0	0	0	0	14,500	
169,000	171,000	7,610	4,690	1,770	0	0	0	0	0	15,100	
171,000	173,000	7,750	4,830	1,910	0	0	0	0	0	15,700	
173,000	175,000	7,890	4,970	2,050	0	0	0	0	0	16,200	
175,000	177,000	8,030	5,110	2,190	0	0	0	0	0	16,800	
177,000	179,000	8,170	5,250	2,330	0	0	0	0	0	17,400	
179,000	181,000	8,310	5,390	2,470	0	0	0	0	0	18,000	
181,000	183,000	8,450	5,530	2,610	0	0	0	0	0	18,600	
183,000	185,000	8,590	5,670	2,750	0	0	0	0	0	19,200	
185,000	187,000	8,730	5,810	2,890	0	0	0	0	0	19,800	
187,000	189,000	8,870	5,950	3,030	120	0	0	0	0	20,300	
189,000	191,000	9,010	6,090	3,170	260	0	0	0	0	20,900	
191,000	193,000	9,150	6,230	3,310	400	0	0	0	0	21,400	
193,000	195,000	9,290	6,370	3,450	540	0	0	0	0	22,000	
195,000	197,000	9,430	6,510	3,590	680	0	0	0	0	22,600	
197,000	199,000	9,570	6,650	3,730	820	0	0	0	0	23,100	
199,000	201,000	9,710	6,790	3,870	960	0	0	0	0	23,700	
201,000	203,000	9,850	6,930	4,010	1,100	0	0	0	0	24,300	
203,000	205,000	9,990	7,070	4,150	1,240	0	0	0	0	24,900	
205,000	207,000	10,130	7,210	4,290	1,380	0	0	0	0	25,600	
207,000	209,000	10,270	7,350	4,430	1,520	0	0	0	0	26,300	
209,000	211,000	10,410	7,490	4,570	1,660	0	0	0	0	26,900	
211,000	213,000	10,550	7,630	4,710	1,800	0	0	0	0	27,600	
213,000	215,000	10,690	7,770	4,850	1,940	0	0	0	0	28,200	
215,000	217,000	10,830	7,910	4,990	2,080	0	0	0	0	28,900	
217,000	219,000	10,970	8,050	5,130	2,220	0	0	0	0	29,600	
219,000	221,000	11,110	8,190	5,270	2,360	0	0	0	0	30,200	
221,000	224,000	11,280	8,370	5,450	2,530	0	0	0	0	30,900	
224,000	227,000	11,490	8,580	5,660	2,740	0	0	0	0	31,900	
227,000	230,000	11,700	8,790	5,870	2,950	0	0	0	0	32,900	
230,000	233,000	11,910	9,000	6,080	3,160	250	0	0	0	33,900	
233,000	236,000	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	0	0	34,800	
236,000	239,000	12,330	9,420	6,500	3,580	670	0	0	0	35,800	
239,000	242,000	12,540	9,630	6,710	3,790	880	0	0	0	36,800	
242,000	245,000	12,750	9,840	6,920	4,000	1,090	0	0	0	37,800	
245,000	248,000	12,960	10,050	7,130	4,210	1,300	0	0	0	38,800	
248,000	251,000	13,170	10,260	7,340	4,420	1,510	0	0	0	39,800	
251,000	254,000	13,380	10,470	7,550	4,630	1,720	0	0	0	40,800	
254,000	257,000	13,590	10,680	7,760	4,840	1,930	0	0	0	41,800	
257,000	260,000	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	0	0	42,800	
260,000	263,000	14,010	11,100	8,180	5,260	2,350	0	0	0	43,800	
263,000	266,000	14,220	11,310	8,390	5,470	2,560	0	0	0	44,700	
266,000	269,000	14,430	11,520	8,600	5,680	2,770	0	0	0	45,700	
269,000	272,000	14,640	11,730	8,810	5,890	2,980	0	0	0	46,500	
272,000	275,000	14,850	11,940	9,020	6,100	3,190	270	0	0	47,100	
275,000	278,000	15,080	12,160	9,240	6,330	3,410	490	0	0	47,800	

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
278,000	281,000	15,320	12,400	9,480	6,570	3,650	730	0	0	48,900	
281,000	284,000	15,560	12,640	9,720	6,810	3,890	970	0	0	50,200	
284,000	287,000	15,800	12,880	9,960	7,050	4,130	1,210	0	0	51,500	
287,000	290,000	16,040	13,120	10,200	7,290	4,370	1,450	0	0	52,800	
290,000	293,000	16,280	13,360	10,440	7,530	4,610	1,690	0	0	54,100	
293,000	296,000	16,520	13,600	10,680	7,770	4,850	1,930	0	0	55,400	
296,000	299,000	16,760	13,840	10,920	8,010	5,090	2,170	0	0	56,700	
299,000	302,000	17,000	14,080	11,160	8,250	5,330	2,410	0	0	58,000	
302,000	305,000	17,240	14,320	11,400	8,490	5,570	2,650	0	0	59,300	
305,000	308,000	17,480	14,560	11,640	8,730	5,810	2,890	0	0	60,600	
308,000	311,000	17,720	14,800	11,880	8,970	6,050	3,130	220	0	61,900	
311,000	314,000	17,960	15,040	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	63,200	
314,000	317,000	18,200	15,280	12,360	9,450	6,530	3,610	700	0	64,500	
317,000	320,000	18,440	15,520	12,600	9,690	6,770	3,850	940	0	65,900	
320,000	323,000	18,680	15,760	12,840	9,930	7,010	4,090	1,180	0	67,200	
323,000	326,000	18,920	16,000	13,080	10,170	7,250	4,330	1,420	0	68,500	
326,000	329,000	19,160	16,240	13,320	10,410	7,490	4,570	1,660	0	69,800	
329,000	332,000	19,400	16,480	13,560	10,650	7,730	4,810	1,900	0	71,100	
332,000	335,000	19,640	16,720	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	72,400	
335,000	338,000	19,880	16,960	14,040	11,130	8,210	5,290	2,380	0	73,700	
338,000	341,000	20,120	17,200	14,280	11,370	8,450	5,530	2,620	0	75,000	
341,000	344,000	20,360	17,440	14,520	11,610	8,690	5,770	2,860	0	76,400	
344,000	347,000	20,600	17,680	14,760	11,850	8,930	6,010	3,100	180	77,700	
347,000	350,000	20,840	17,920	15,000	12,090	9,170	6,250	3,340	420	79,000	
350,000	353,000	21,080	18,160	15,240	12,330	9,410	6,490	3,580	660	80,300	
353,000	356,000	21,320	18,400	15,480	12,570	9,650	6,730	3,820	900	81,700	
356,000	359,000	21,560	18,640	15,720	12,810	9,890	6,970	4,060	1,140	83,000	
359,000	362,000	21,800	18,880	15,960	13,050	10,130	7,210	4,300	1,380	84,300	
362,000	365,000	22,040	19,120	16,200	13,290	10,370	7,450	4,540	1,620	85,600	
365,000	368,000	22,280	19,360	16,440	13,530	10,610	7,690	4,780	1,860	87,000	
368,000	371,000	22,520	19,600	16,680	13,770	10,850	7,930	5,020	2,100	88,300	
371,000	374,000	22,760	19,840	16,920	14,010	11,090	8,170	5,260	2,340	89,600	
374,000	377,000	23,000	20,080	17,160	14,250	11,330	8,410	5,500	2,580	91,000	
377,000	380,000	23,240	20,320	17,400	14,490	11,570	8,650	5,740	2,820	92,300	
380,000	383,000	23,480	20,560	17,640	14,730	11,810	8,890	5,980	3,060	93,600	
383,000	386,000	23,720	20,800	17,880	14,970	12,050	9,130	6,220	3,300	94,900	
386,000	389,000	23,960	21,040	18,120	15,210	12,290	9,370	6,460	3,540	96,300	
389,000	392,000	24,200	21,280	18,360	15,450	12,530	9,610	6,700	3,780	97,600	
392,000	395,000	24,440	21,520	18,600	15,690	12,770	9,850	6,940	4,020	98,900	
395,000	398,000	24,680	21,760	18,840	15,930	13,010	10,090	7,180	4,260	100,200	
398,000	401,000	24,920	22,000	19,080	16,170	13,250	10,330	7,420	4,500	101,600	
401,000	404,000	25,160	22,240	19,320	16,410	13,490	10,570	7,660	4,740	102,900	
404,000	407,000	25,400	22,480	19,560	16,650	13,730	10,810	7,900	4,980	104,200	
407,000	410,000	25,640	22,720	19,800	16,890	13,970	11,050	8,140	5,220	105,500	
410,000	413,000	25,880	22,960	20,040	17,130	14,210	11,290	8,380	5,460	106,800	
413,000	416,000	26,120	23,200	20,280	17,370	14,450	11,530	8,620	5,700	108,200	
416,000	419,000	26,360	23,440	20,520	17,610	14,690	11,770	8,860	5,940	109,500	
419,000	422,000	26,600	23,680	20,760	17,850	14,930	12,010	9,100	6,180	110,800	
422,000	425,000	26,840	23,920	21,000	18,090	15,170	12,250	9,340	6,420	112,100	
425,000	428,000	27,080	24,160	21,240	18,330	15,410	12,490	9,580	6,660	113,400	

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
428,000	431,000	29,640	24,400	21,480	18,570	15,650	12,730	9,820	6,900	117,000
431,000	434,000	30,120	24,640	21,720	18,810	15,890	12,970	10,060	7,140	119,000
434,000	437,000	30,600	24,880	21,960	19,050	16,130	13,210	10,300	7,380	121,000
437,000	440,000	31,080	25,240	22,200	19,290	16,370	13,450	10,540	7,620	123,100
440,000	443,000	31,560	25,720	22,440	19,530	16,610	13,690	10,780	7,860	125,100
443,000	446,000	32,040	26,200	22,680	19,770	16,850	13,930	11,020	8,100	127,200
446,000	449,000	32,520	26,680	22,920	20,010	17,090	14,170	11,260	8,340	129,200
449,000	452,000	33,000	27,160	23,160	20,250	17,330	14,410	11,500	8,580	131,200
452,000	455,000	33,480	27,640	23,400	20,490	17,570	14,650	11,740	8,820	133,300
455,000	458,000	33,960	28,120	23,640	20,730	17,810	14,890	11,980	9,060	135,300
458,000	461,000	34,440	28,600	23,880	20,970	18,050	15,130	12,220	9,300	137,400
461,000	464,000	34,920	29,080	24,120	21,210	18,290	15,370	12,460	9,540	139,200
464,000	467,000	35,400	29,560	24,360	21,450	18,530	15,610	12,700	9,780	140,800
467,000	470,000	35,880	30,040	24,600	21,690	18,770	15,850	12,940	10,020	142,500
470,000	473,000	36,360	30,520	24,840	21,930	19,010	16,090	13,180	10,260	144,100
473,000	476,000	36,840	31,000	25,170	22,170	19,250	16,330	13,420	10,500	145,700
476,000	479,000	37,320	31,480	25,650	22,410	19,490	16,570	13,660	10,740	147,400
479,000	482,000	37,800	31,960	26,130	22,650	19,730	16,810	13,900	10,980	149,000
482,000	485,000	38,280	32,440	26,610	22,890	19,970	17,050	14,140	11,220	150,600
485,000	488,000	38,760	32,920	27,090	23,130	20,210	17,290	14,380	11,460	152,300
488,000	491,000	39,240	33,400	27,570	23,370	20,450	17,530	14,620	11,700	153,900
491,000	494,000	39,720	33,880	28,050	23,610	20,690	17,770	14,860	11,940	155,600
494,000	497,000	40,200	34,360	28,530	23,850	20,930	18,010	15,100	12,180	157,200
497,000	500,000	40,680	34,840	29,010	24,090	21,170	18,250	15,340	12,420	158,800
500,000円		40,920	35,080	29,250	24,210	21,290	18,370	15,460	12,540	160,500
500,000円を超え 690,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								160,500円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 500,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額
690,000円		円 75,120	円 69,280	円 63,450	円 58,410	円 55,490	円 52,570	円 49,660	円 46,740	
690,000円を超え 830,000円に満た ない金額		690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 112,920	円 107,080	円 101,250	円 96,210	円 93,290	円 90,370	円 87,460	円 84,540	
830,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
1,050,000円	円 175,620	円 169,780	円 163,950	円 158,910	円 155,990	円 153,070	円 150,160	円 147,240	
1,050,000円を超え 1,930,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,930,000円	円 510,020	円 504,180	円 498,350	円 493,310	円 490,390	円 487,470	円 484,560	円 481,640	
1,930,000円を超え る金額	1,930,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,930,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに2,920円を控除した金額									従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族等の 数に応じ、等 1人ごとに2, 920円を上 つて求めた税 額から控除し た金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,920円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円 2,800	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料控 除後の給 与等の金額 の7%に相 当する金額	円 0
2,800	2,850	5	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,850	2,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,900	2,950	15	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,950	3,000	20	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,000	3,050	25	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,050	3,100	30	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,100	3,150	35	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,150	3,200	40	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,200	3,250	45	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,250	3,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,300	3,400	55	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,400	3,500	65	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,500	3,600	75	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,600	3,700	85	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,700	3,800	95	0	0	0	0	0	0	0	0	260	0
3,800	3,900	105	10	0	0	0	0	0	0	0	270	0
3,900	4,000	115	20	0	0	0	0	0	0	0	280	0
4,000	4,100	125	30	0	0	0	0	0	0	0	290	0
4,100	4,200	135	40	0	0	0	0	0	0	0	300	0
4,200	4,300	145	50	0	0	0	0	0	0	0	310	0
4,300	4,400	155	60	0	0	0	0	0	0	0	320	0
4,400	4,500	165	70	0	0	0	0	0	0	0	330	0
4,500	4,600	175	80	0	0	0	0	0	0	0	340	0
4,600	4,700	180	85	0	0	0	0	0	0	0	350	0
4,700	4,800	190	90	0	0	0	0	0	0	0	360	0
4,800	4,900	195	100	0	0	0	0	0	0	0	370	0
4,900	5,000	205	105	10	0	0	0	0	0	0	370	0
5,000	5,100	210	115	15	0	0	0	0	0	0	380	0
5,100	5,200	215	120	20	0	0	0	0	0	0	390	0
5,200	5,300	225	125	30	0	0	0	0	0	0	400	0
5,300	5,400	230	135	35	0	0	0	0	0	0	410	0
5,400	5,500	240	140	45	0	0	0	0	0	0	430	0
5,500	5,600	245	150	50	0	0	0	0	0	0	460	0
5,600	5,700	250	155	55	0	0	0	0	0	0	490	0
5,700	5,800	260	160	65	0	0	0	0	0	0	520	0
5,800	5,900	265	170	70	0	0	0	0	0	0	550	0
5,900	6,000	275	175	80	0	0	0	0	0	0	580	0
6,000	6,100	280	185	85	0	0	0	0	0	0	610	0
6,100	6,200	285	190	90	0	0	0	0	0	0	640	0
6,200	6,300	295	195	100	0	0	0	0	0	0	670	0
6,300	6,400	300	205	105	10	0	0	0	0	0	700	0
6,400	6,500	310	210	115	15	0	0	0	0	0	720	0
6,500	6,600	315	220	120	25	0	0	0	0	0	750	0
6,600	6,700	320	225	125	30	0	0	0	0	0	780	0
6,700	6,800	330	230	135	35	0	0	0	0	0	810	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,800	6,900	335	240	140	45	0	0	0	0	840	0
6,900	7,000	345	245	150	50	0	0	0	0	880	0
7,000	7,100	350	255	155	60	0	0	0	0	910	0
7,100	7,200	355	260	160	65	0	0	0	0	940	0
7,200	7,300	365	265	170	70	0	0	0	0	970	0
7,300	7,400	370	275	175	80	0	0	0	0	1,010	0
7,400	7,500	380	280	185	85	0	0	0	0	1,040	0
7,500	7,600	385	290	190	95	0	0	0	0	1,070	0
7,600	7,700	390	295	195	100	5	0	0	0	1,110	0
7,700	7,800	400	300	205	105	10	0	0	0	1,140	0
7,800	7,900	405	310	210	115	15	0	0	0	1,170	0
7,900	8,000	415	315	220	120	25	0	0	0	1,210	0
8,000	8,100	420	325	225	130	30	0	0	0	1,240	0
8,100	8,200	425	330	230	135	40	0	0	0	1,270	0
8,200	8,300	435	335	240	140	45	0	0	0	1,300	0
8,300	8,400	440	345	245	150	50	0	0	0	1,340	0
8,400	8,500	450	350	255	155	60	0	0	0	1,370	0
8,500	8,600	455	360	260	165	65	0	0	0	1,400	2
8,600	8,700	460	365	265	170	75	0	0	0	1,440	9
8,700	8,800	470	370	275	175	80	0	0	0	1,470	16
8,800	8,900	475	380	280	185	85	0	0	0	1,500	23
8,900	9,000	485	385	290	190	95	0	0	0	1,540	30
9,000	9,100	490	395	295	200	100	5	0	0	1,560	37
9,100	9,200	495	400	300	205	110	10	0	0	1,580	44
9,200	9,300	505	405	310	215	115	20	0	0	1,600	51
9,300	9,400	515	415	320	220	125	25	0	0	1,650	58
9,400	9,500	520	425	325	230	130	35	0	0	1,690	65
9,500	9,600	530	430	335	235	140	40	0	0	1,730	72
9,600	9,700	535	440	340	245	150	50	0	0	1,780	79
9,700	9,800	545	445	350	255	155	60	0	0	1,820	86
9,800	9,900	555	455	360	260	165	65	0	0	1,860	93
9,900	10,000	560	465	365	270	170	75	0	0	1,910	100
10,000	10,100	570	470	375	275	180	80	0	0	1,950	107
10,100	10,200	575	480	380	285	190	90	0	0	1,990	114
10,200	10,300	585	485	390	295	195	100	0	0	2,040	121
10,300	10,400	595	495	400	300	205	105	10	0	2,080	128
10,400	10,500	600	505	405	310	210	115	15	0	2,120	135
10,500	10,600	610	510	415	315	220	120	25	0	2,170	142
10,600	10,700	615	520	420	325	230	130	35	0	2,210	149
10,700	10,800	625	525	430	335	235	140	40	0	2,250	156
10,800	10,900	635	535	440	340	245	145	50	0	2,300	163
10,900	11,000	640	545	445	350	250	155	55	0	2,340	170
11,000	11,100	650	550	455	355	260	160	65	0	2,380	177
11,100	11,200	655	560	460	365	270	170	75	0	2,430	184
11,200	11,300	665	565	470	375	275	180	80	0	2,470	191
11,300	11,400	675	575	480	380	285	185	90	0	2,520	198
11,400	11,500	680	585	485	390	290	195	95	0	2,560	205
11,500	11,600	690	590	495	395	300	200	105	10	2,600	212
11,600	11,700	695	600	500	405	310	210	115	15	2,650	219
11,700	11,800	705	605	510	415	315	220	120	25	2,690	226

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,800	11,900	715	615	520	420	325	225	130	30	2,740	233
11,900	12,000	720	625	525	430	330	235	135	40	2,780	240
12,000	12,100	730	630	535	435	340	240	145	50	2,830	247
12,100	12,200	735	640	540	445	350	250	155	55	2,870	254
12,200	12,300	745	645	550	455	355	260	160	65	2,910	261
12,300	12,400	755	655	560	460	365	265	170	70	2,960	268
12,400	12,500	760	665	565	470	370	275	175	80	3,000	275
12,500	12,600	770	670	575	475	380	280	185	90	3,050	282
12,600	12,700	775	680	580	485	390	290	195	95	3,090	290
12,700	12,800	785	685	590	495	395	300	200	105	3,140	298
12,800	12,900	795	695	600	500	405	305	210	110	3,180	306
12,900	13,000	800	705	605	510	410	315	215	120	3,220	314
13,000	13,100	810	710	615	515	420	320	225	130	3,270	322
13,100	13,200	815	720	620	525	430	330	235	135	3,310	330
13,200	13,300	825	725	630	535	435	340	240	145	3,360	338
13,300	13,400	835	735	640	540	445	345	250	150	3,400	346
13,400	13,500	850	745	645	550	450	355	255	160	3,450	354
13,500	13,600	865	750	655	555	460	360	265	170	3,490	362
13,600	13,700	880	760	660	565	470	370	275	175	3,530	370
13,700	13,800	895	765	670	575	475	380	280	185	3,580	378
13,800	13,900	910	775	680	580	485	385	290	190	3,620	386
13,900	14,000	930	785	685	590	490	395	295	200	3,670	394
14,000	14,100	945	790	695	595	500	400	305	210	3,720	402
14,100	14,200	960	800	700	605	510	410	315	215	3,790	410
14,200	14,300	975	805	710	615	515	420	320	225	3,850	418
14,300	14,400	990	815	720	620	525	425	330	230	3,920	426
14,400	14,500	1,010	825	725	630	530	435	335	240	3,990	434
14,500	14,600	1,025	830	735	635	540	440	345	250	4,060	442
14,600	14,700	1,040	845	740	645	550	450	355	255	4,130	450
14,700	14,800	1,055	860	750	655	555	460	360	265	4,190	458
14,800	14,900	1,070	875	760	660	565	465	370	270	4,260	466
14,900	15,000	1,090	895	765	670	570	475	375	280	4,330	474
15,000	15,100	1,105	910	775	675	580	480	385	290	4,400	482
15,100	15,200	1,120	925	780	685	590	490	395	295	4,470	490
15,200	15,300	1,135	940	790	695	595	500	400	305	4,530	498
15,300	15,400	1,150	955	800	700	605	505	410	310	4,600	506
15,400	15,500	1,170	975	805	710	610	515	415	320	4,660	514
15,500	15,600	1,185	990	815	715	620	520	425	330	4,710	522
15,600	15,700	1,200	1,005	820	725	630	530	435	335	4,770	530
15,700	15,800	1,215	1,020	830	735	635	540	440	345	4,820	538
15,800	15,900	1,230	1,035	845	740	645	545	450	350	4,880	546
15,900	16,000	1,250	1,055	860	750	650	555	455	360	4,930	554
16,000	16,100	1,265	1,070	875	755	660	560	465	370	4,990	562
16,100	16,200	1,280	1,085	890	765	670	570	475	375	5,040	570
16,200	16,300	1,295	1,100	905	775	675	580	480	385	5,090	578
16,300	16,400	1,310	1,115	925	780	685	585	490	390	5,150	586
16,400	16,500	1,330	1,135	940	790	690	595	495	400	5,200	594
16,500	16,600	1,345	1,150	955	795	700	600	505	410	5,260	602
16,600	16,700	1,360	1,165	970	805	710	610	515	415	5,310	610

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額	
16,700円		円 1,370	円 1,175	円 980	円 810	円 710	円 615	円 515	円 420	円 5,370	円 618	
16,700円を超え 23,000円に満た ない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								5,370円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額	618円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の8%に相当する金額を加算した金額	
23,000円		円 2,505	円 2,310	円 2,115	円 1,945	円 1,845	円 1,750	円 1,650	円 1,555			円 1,122
23,000円を超え 28,000円に満た ない金額		23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額										1,122円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
28,000円		円 3,855	円 3,660	円 3,465	円 3,295	円 3,195	円 3,100	円 3,000	円 2,905			
28,000円を超え 35,000円に満た ない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額										
35,000円		円 5,850	円 5,655	円 5,460	円 5,290	円 5,190	円 5,095	円 4,995	円 4,900	円 3,282		
35,000円を超え 64,000円に満た ない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								3,282円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額		
64,000円		円 16,870	円 16,675	円 16,480	円 16,310	円 16,210	円 16,115	円 16,015	円 15,920		円 11,402	
64,000円を超え る金額		64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								11,402円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額		

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) その給与等が第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 175	千円未満	千円 205	千円未満	千円 233	千円未満	千円 261	千円未満	千円 284	千円未満	千円	千円
175	193	205	223	233	253	261	284				
193	211	223	244	253	277	284	310				
211	275	244	275	277	306	310	343				
275	402	275	424	306	446	343	468				
402	429	424	453	446	476	468	499			199	千円未満
429	460	453	485	476	511	499	538				
460	495	485	525	511	554	538	584				
495	541	525	573	554	603	584	631				
541	613	573	634	603	655	631	676				
613	652	634	674	655	696	676	718			199	301
652	696	674	720	696	743	718	767				
696	746	720	772	743	797	767	822				
746	805	772	832	797	862	822	891				
805	866	832	889	862	912	891	934				
866	926	889	951	912	975	934	999			301	335
926	1,034	951	1,061	975	1,088	999	1,115				
1,034	1,170	1,061	1,201	1,088	1,232	1,115	1,262				
1,170	1,593	1,201	1,617	1,232	1,641	1,262	1,665			335	611
1,593	1,775	1,617	1,801	1,641	1,828	1,665	1,855				
1,775	2,003	1,801	2,033	1,828	2,063	1,855	2,093				
2,003 千円以上		2,033 千円以上		2,063 千円以上		2,093 千円以上				611 千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の 金 額 に 乗 ず る 率	甲											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 62	千円未満	千円 84	千円未満	千円 111	千円未満	千円 143	千円未満	千円 143	千円未満	千円 158	千円未満
2	62	66	84	90	111	122	143	158	143	158	175	175
4	66	71	90	97	122	136	158	175	175	275	275	275
6	71	76	97	275	136	275	175	275	175	275	275	275
8	76	83	275	332	275	359	275	380	275	380	406	406
10	83	331	332	359	359	383	380	406	380	406	435	435
12	331	360	359	385	383	410	406	435	406	435	468	468
14	360	388	385	415	410	441	435	468	435	468	508	508
16	388	488	415	500	441	500	468	508	468	508	593	593
18	488	520	500	545	500	569	508	593	508	593	630	630
20	520	559	545	586	569	608	593	630	593	630	673	673
22	559	602	586	625	608	649	630	673	630	673	721	721
24	602	645	625	671	649	696	673	721	673	721	777	777
26	645	731	671	731	696	750	721	777	721	777	843	843
28	731	781	731	802	750	822	777	843	777	843	902	902
30	781	829	802	853	822	878	843	902	843	902	1,007	1,007
32	829	925	853	953	878	980	902	1,007	902	1,007	1,139	1,139
35	925	1,047	953	1,078	980	1,109	1,007	1,139	1,007	1,139	1,569	1,569
38	1,047	1,497	1,078	1,521	1,109	1,545	1,139	1,569	1,139	1,569	1,748	1,748
41	1,497	1,668	1,521	1,695	1,545	1,722	1,569	1,748	1,569	1,748	1,973	1,973
44	1,668	1,883	1,695	1,913	1,722	1,943	1,748	1,973	1,748	1,973		
47	1,883 千円以上		1,913 千円以上		1,943 千円以上		1,973 千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第百九十条関係)

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	等	以上	未満	等	以上	未満	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,075,400	1,972,000	1,976,000	1,215,400
			1,776,000	1,780,000	1,078,200	1,976,000	1,980,000	1,218,200
			1,780,000	1,784,000	1,081,000	1,980,000	1,984,000	1,221,000
			1,784,000	1,788,000	1,083,800	1,984,000	1,988,000	1,223,800
			1,788,000	1,792,000	1,086,600	1,988,000	1,992,000	1,226,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,089,400	1,992,000	1,996,000	1,229,400
			1,796,000	1,800,000	1,092,200	1,996,000	2,000,000	1,232,200
			1,800,000	1,804,000	1,095,000	2,000,000	2,004,000	1,235,000
			1,804,000	1,808,000	1,097,800	2,004,000	2,008,000	1,237,800
			1,808,000	1,812,000	1,100,600	2,008,000	2,012,000	1,240,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,103,400	2,012,000	2,016,000	1,243,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,106,200	2,016,000	2,020,000	1,246,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,109,000	2,020,000	2,024,000	1,249,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,111,800	2,024,000	2,028,000	1,251,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,114,600	2,028,000	2,032,000	1,254,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,117,400	2,032,000	2,036,000	1,257,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,120,200	2,036,000	2,040,000	1,260,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,123,000	2,040,000	2,044,000	1,263,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,125,800	2,044,000	2,048,000	1,265,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,128,600	2,048,000	2,052,000	1,268,600
1,652,000	1,656,000	991,400	1,852,000	1,856,000	1,131,400	2,052,000	2,056,000	1,271,400
1,656,000	1,660,000	994,200	1,856,000	1,860,000	1,134,200	2,056,000	2,060,000	1,274,200
1,660,000	1,664,000	997,000	1,860,000	1,864,000	1,137,000	2,060,000	2,064,000	1,277,000
1,664,000	1,668,000	999,800	1,864,000	1,868,000	1,139,800	2,064,000	2,068,000	1,279,800
1,668,000	1,672,000	1,002,600	1,868,000	1,872,000	1,142,600	2,068,000	2,072,000	1,282,600
1,672,000	1,676,000	1,005,400	1,872,000	1,876,000	1,145,400	2,072,000	2,076,000	1,285,400
1,676,000	1,680,000	1,008,200	1,876,000	1,880,000	1,148,200	2,076,000	2,080,000	1,288,200
1,680,000	1,684,000	1,011,000	1,880,000	1,884,000	1,151,000	2,080,000	2,084,000	1,291,000
1,684,000	1,688,000	1,013,800	1,884,000	1,888,000	1,153,800	2,084,000	2,088,000	1,293,800
1,688,000	1,692,000	1,016,600	1,888,000	1,892,000	1,156,600	2,088,000	2,092,000	1,296,600
1,692,000	1,696,000	1,019,400	1,892,000	1,896,000	1,159,400	2,092,000	2,096,000	1,299,400
1,696,000	1,700,000	1,022,200	1,896,000	1,900,000	1,162,200	2,096,000	2,100,000	1,302,200
1,700,000	1,704,000	1,025,000	1,900,000	1,904,000	1,165,000	2,100,000	2,104,000	1,305,000
1,704,000	1,708,000	1,027,800	1,904,000	1,908,000	1,167,800	2,104,000	2,108,000	1,307,800
1,708,000	1,712,000	1,030,600	1,908,000	1,912,000	1,170,600	2,108,000	2,112,000	1,310,600
1,712,000	1,716,000	1,033,400	1,912,000	1,916,000	1,173,400	2,112,000	2,116,000	1,313,400
1,716,000	1,720,000	1,036,200	1,916,000	1,920,000	1,176,200	2,116,000	2,120,000	1,316,200
1,720,000	1,724,000	1,039,000	1,920,000	1,924,000	1,179,000	2,120,000	2,124,000	1,319,000
1,724,000	1,728,000	1,041,800	1,924,000	1,928,000	1,181,800	2,124,000	2,128,000	1,321,800
1,728,000	1,732,000	1,044,600	1,928,000	1,932,000	1,184,600	2,128,000	2,132,000	1,324,600
1,732,000	1,736,000	1,047,400	1,932,000	1,936,000	1,187,400	2,132,000	2,136,000	1,327,400
1,736,000	1,740,000	1,050,200	1,936,000	1,940,000	1,190,200	2,136,000	2,140,000	1,330,200
1,740,000	1,744,000	1,053,000	1,940,000	1,944,000	1,193,000	2,140,000	2,144,000	1,333,000
1,744,000	1,748,000	1,055,800	1,944,000	1,948,000	1,195,800	2,144,000	2,148,000	1,335,800
1,748,000	1,752,000	1,058,600	1,948,000	1,952,000	1,198,600	2,148,000	2,152,000	1,338,600
1,752,000	1,756,000	1,061,400	1,952,000	1,956,000	1,201,400	2,152,000	2,156,000	1,341,400
1,756,000	1,760,000	1,064,200	1,956,000	1,960,000	1,204,200	2,156,000	2,160,000	1,344,200
1,760,000	1,764,000	1,067,000	1,960,000	1,964,000	1,207,000	2,160,000	2,164,000	1,347,000
1,764,000	1,768,000	1,069,800	1,964,000	1,968,000	1,209,800	2,164,000	2,168,000	1,349,800
1,768,000	1,772,000	1,072,600	1,968,000	1,972,000	1,212,600	2,168,000	2,172,000	1,352,600

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額		給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額		給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,355,400	2,372,000	2,376,000	1,495,400	2,572,000	2,576,000	1,635,400			
2,176,000	2,180,000	1,358,200	2,376,000	2,380,000	1,498,200	2,576,000	2,580,000	1,638,200			
2,180,000	2,184,000	1,361,000	2,380,000	2,384,000	1,501,000	2,580,000	2,584,000	1,641,000			
2,184,000	2,188,000	1,363,800	2,384,000	2,388,000	1,503,800	2,584,000	2,588,000	1,643,800			
2,188,000	2,192,000	1,366,600	2,388,000	2,392,000	1,506,600	2,588,000	2,592,000	1,646,600			
2,192,000	2,196,000	1,369,400	2,392,000	2,396,000	1,509,400	2,592,000	2,596,000	1,649,400			
2,196,000	2,200,000	1,372,200	2,396,000	2,400,000	1,512,200	2,596,000	2,600,000	1,652,200			
2,200,000	2,204,000	1,375,000	2,400,000	2,404,000	1,515,000	2,600,000	2,604,000	1,655,000			
2,204,000	2,208,000	1,377,800	2,404,000	2,408,000	1,517,800	2,604,000	2,608,000	1,657,800			
2,208,000	2,212,000	1,380,600	2,408,000	2,412,000	1,520,600	2,608,000	2,612,000	1,660,600			
2,212,000	2,216,000	1,383,400	2,412,000	2,416,000	1,523,400	2,612,000	2,616,000	1,663,400			
2,216,000	2,220,000	1,386,200	2,416,000	2,420,000	1,526,200	2,616,000	2,620,000	1,666,200			
2,220,000	2,224,000	1,389,000	2,420,000	2,424,000	1,529,000	2,620,000	2,624,000	1,669,000			
2,224,000	2,228,000	1,391,800	2,424,000	2,428,000	1,531,800	2,624,000	2,628,000	1,671,800			
2,228,000	2,232,000	1,394,600	2,428,000	2,432,000	1,534,600	2,628,000	2,632,000	1,674,600			
2,232,000	2,236,000	1,397,400	2,432,000	2,436,000	1,537,400	2,632,000	2,636,000	1,677,400			
2,236,000	2,240,000	1,400,200	2,436,000	2,440,000	1,540,200	2,636,000	2,640,000	1,680,200			
2,240,000	2,244,000	1,403,000	2,440,000	2,444,000	1,543,000	2,640,000	2,644,000	1,683,000			
2,244,000	2,248,000	1,405,800	2,444,000	2,448,000	1,545,800	2,644,000	2,648,000	1,685,800			
2,248,000	2,252,000	1,408,600	2,448,000	2,452,000	1,548,600	2,648,000	2,652,000	1,688,600			
2,252,000	2,256,000	1,411,400	2,452,000	2,456,000	1,551,400	2,652,000	2,656,000	1,691,400			
2,256,000	2,260,000	1,414,200	2,456,000	2,460,000	1,554,200	2,656,000	2,660,000	1,694,200			
2,260,000	2,264,000	1,417,000	2,460,000	2,464,000	1,557,000	2,660,000	2,664,000	1,697,000			
2,264,000	2,268,000	1,419,800	2,464,000	2,468,000	1,559,800	2,664,000	2,668,000	1,699,800			
2,268,000	2,272,000	1,422,600	2,468,000	2,472,000	1,562,600	2,668,000	2,672,000	1,702,600			
2,272,000	2,276,000	1,425,400	2,472,000	2,476,000	1,565,400	2,672,000	2,676,000	1,705,400			
2,276,000	2,280,000	1,428,200	2,476,000	2,480,000	1,568,200	2,676,000	2,680,000	1,708,200			
2,280,000	2,284,000	1,431,000	2,480,000	2,484,000	1,571,000	2,680,000	2,684,000	1,711,000			
2,284,000	2,288,000	1,433,800	2,484,000	2,488,000	1,573,800	2,684,000	2,688,000	1,713,800			
2,288,000	2,292,000	1,436,600	2,488,000	2,492,000	1,576,600	2,688,000	2,692,000	1,716,600			
2,292,000	2,296,000	1,439,400	2,492,000	2,496,000	1,579,400	2,692,000	2,696,000	1,719,400			
2,296,000	2,300,000	1,442,200	2,496,000	2,500,000	1,582,200	2,696,000	2,700,000	1,722,200			
2,300,000	2,304,000	1,445,000	2,500,000	2,504,000	1,585,000	2,700,000	2,704,000	1,725,000			
2,304,000	2,308,000	1,447,800	2,504,000	2,508,000	1,587,800	2,704,000	2,708,000	1,727,800			
2,308,000	2,312,000	1,450,600	2,508,000	2,512,000	1,590,600	2,708,000	2,712,000	1,730,600			
2,312,000	2,316,000	1,453,400	2,512,000	2,516,000	1,593,400	2,712,000	2,716,000	1,733,400			
2,316,000	2,320,000	1,456,200	2,516,000	2,520,000	1,596,200	2,716,000	2,720,000	1,736,200			
2,320,000	2,324,000	1,459,000	2,520,000	2,524,000	1,599,000	2,720,000	2,724,000	1,739,000			
2,324,000	2,328,000	1,461,800	2,524,000	2,528,000	1,601,800	2,724,000	2,728,000	1,741,800			
2,328,000	2,332,000	1,464,600	2,528,000	2,532,000	1,604,600	2,728,000	2,732,000	1,744,600			
2,332,000	2,336,000	1,467,400	2,532,000	2,536,000	1,607,400	2,732,000	2,736,000	1,747,400			
2,336,000	2,340,000	1,470,200	2,536,000	2,540,000	1,610,200	2,736,000	2,740,000	1,750,200			
2,340,000	2,344,000	1,473,000	2,540,000	2,544,000	1,613,000	2,740,000	2,744,000	1,753,000			
2,344,000	2,348,000	1,475,800	2,544,000	2,548,000	1,615,800	2,744,000	2,748,000	1,755,800			
2,348,000	2,352,000	1,478,600	2,548,000	2,552,000	1,618,600	2,748,000	2,752,000	1,758,600			
2,352,000	2,356,000	1,481,400	2,552,000	2,556,000	1,621,400	2,752,000	2,756,000	1,761,400			
2,356,000	2,360,000	1,484,200	2,556,000	2,560,000	1,624,200	2,756,000	2,760,000	1,764,200			
2,360,000	2,364,000	1,487,000	2,560,000	2,564,000	1,627,000	2,760,000	2,764,000	1,767,000			
2,364,000	2,368,000	1,489,800	2,564,000	2,568,000	1,629,800	2,764,000	2,768,000	1,769,800			
2,368,000	2,372,000	1,492,600	2,568,000	2,572,000	1,632,600	2,768,000	2,772,000	1,772,600			

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,775,400	2,972,000	2,976,000	1,915,400	3,172,000	3,176,000	2,055,400
2,776,000	2,780,000	1,778,200	2,976,000	2,980,000	1,918,200	3,176,000	3,180,000	2,058,200
2,780,000	2,784,000	1,781,000	2,980,000	2,984,000	1,921,000	3,180,000	3,184,000	2,061,000
2,784,000	2,788,000	1,783,800	2,984,000	2,988,000	1,923,800	3,184,000	3,188,000	2,063,800
2,788,000	2,792,000	1,786,600	2,988,000	2,992,000	1,926,600	3,188,000	3,192,000	2,066,600
2,792,000	2,796,000	1,789,400	2,992,000	2,996,000	1,929,400	3,192,000	3,196,000	2,069,400
2,796,000	2,800,000	1,792,200	2,996,000	3,000,000	1,932,200	3,196,000	3,200,000	2,072,200
2,800,000	2,804,000	1,795,000	3,000,000	3,004,000	1,935,000	3,200,000	3,204,000	2,075,000
2,804,000	2,808,000	1,797,800	3,004,000	3,008,000	1,937,800	3,204,000	3,208,000	2,077,800
2,808,000	2,812,000	1,800,600	3,008,000	3,012,000	1,940,600	3,208,000	3,212,000	2,080,600
2,812,000	2,816,000	1,803,400	3,012,000	3,016,000	1,943,400	3,212,000	3,216,000	2,083,400
2,816,000	2,820,000	1,806,200	3,016,000	3,020,000	1,946,200	3,216,000	3,220,000	2,086,200
2,820,000	2,824,000	1,809,000	3,020,000	3,024,000	1,949,000	3,220,000	3,224,000	2,089,000
2,824,000	2,828,000	1,811,800	3,024,000	3,028,000	1,951,800	3,224,000	3,228,000	2,091,800
2,828,000	2,832,000	1,814,600	3,028,000	3,032,000	1,954,600	3,228,000	3,232,000	2,094,600
2,832,000	2,836,000	1,817,400	3,032,000	3,036,000	1,957,400	3,232,000	3,236,000	2,097,400
2,836,000	2,840,000	1,820,200	3,036,000	3,040,000	1,960,200	3,236,000	3,240,000	2,100,200
2,840,000	2,844,000	1,823,000	3,040,000	3,044,000	1,963,000	3,240,000	3,244,000	2,103,000
2,844,000	2,848,000	1,825,800	3,044,000	3,048,000	1,965,800	3,244,000	3,248,000	2,105,800
2,848,000	2,852,000	1,828,600	3,048,000	3,052,000	1,968,600	3,248,000	3,252,000	2,108,600
2,852,000	2,856,000	1,831,400	3,052,000	3,056,000	1,971,400	3,252,000	3,256,000	2,111,400
2,856,000	2,860,000	1,834,200	3,056,000	3,060,000	1,974,200	3,256,000	3,260,000	2,114,200
2,860,000	2,864,000	1,837,000	3,060,000	3,064,000	1,977,000	3,260,000	3,264,000	2,117,000
2,864,000	2,868,000	1,839,800	3,064,000	3,068,000	1,979,800	3,264,000	3,268,000	2,119,800
2,868,000	2,872,000	1,842,600	3,068,000	3,072,000	1,982,600	3,268,000	3,272,000	2,122,600
2,872,000	2,876,000	1,845,400	3,072,000	3,076,000	1,985,400	3,272,000	3,276,000	2,125,400
2,876,000	2,880,000	1,848,200	3,076,000	3,080,000	1,988,200	3,276,000	3,280,000	2,128,200
2,880,000	2,884,000	1,851,000	3,080,000	3,084,000	1,991,000	3,280,000	3,284,000	2,131,000
2,884,000	2,888,000	1,853,800	3,084,000	3,088,000	1,993,800	3,284,000	3,288,000	2,133,800
2,888,000	2,892,000	1,856,600	3,088,000	3,092,000	1,996,600	3,288,000	3,292,000	2,136,600
2,892,000	2,896,000	1,859,400	3,092,000	3,096,000	1,999,400	3,292,000	3,296,000	2,139,400
2,896,000	2,900,000	1,862,200	3,096,000	3,100,000	2,002,200	3,296,000	3,300,000	2,142,200
2,900,000	2,904,000	1,865,000	3,100,000	3,104,000	2,005,000	3,300,000	3,304,000	2,145,000
2,904,000	2,908,000	1,867,800	3,104,000	3,108,000	2,007,800	3,304,000	3,308,000	2,148,200
2,908,000	2,912,000	1,870,600	3,108,000	3,112,000	2,010,600	3,308,000	3,312,000	2,151,400
2,912,000	2,916,000	1,873,400	3,112,000	3,116,000	2,013,400	3,312,000	3,316,000	2,154,600
2,916,000	2,920,000	1,876,200	3,116,000	3,120,000	2,016,200	3,316,000	3,320,000	2,157,800
2,920,000	2,924,000	1,879,000	3,120,000	3,124,000	2,019,000	3,320,000	3,324,000	2,161,000
2,924,000	2,928,000	1,881,800	3,124,000	3,128,000	2,021,800	3,324,000	3,328,000	2,164,200
2,928,000	2,932,000	1,884,600	3,128,000	3,132,000	2,024,600	3,328,000	3,332,000	2,167,400
2,932,000	2,936,000	1,887,400	3,132,000	3,136,000	2,027,400	3,332,000	3,336,000	2,170,600
2,936,000	2,940,000	1,890,200	3,136,000	3,140,000	2,030,200	3,336,000	3,340,000	2,173,800
2,940,000	2,944,000	1,893,000	3,140,000	3,144,000	2,033,000	3,340,000	3,344,000	2,177,000
2,944,000	2,948,000	1,895,800	3,144,000	3,148,000	2,035,800	3,344,000	3,348,000	2,180,200
2,948,000	2,952,000	1,898,600	3,148,000	3,152,000	2,038,600	3,348,000	3,352,000	2,183,400
2,952,000	2,956,000	1,901,400	3,152,000	3,156,000	2,041,400	3,352,000	3,356,000	2,186,600
2,956,000	2,960,000	1,904,200	3,156,000	3,160,000	2,044,200	3,356,000	3,360,000	2,189,800
2,960,000	2,964,000	1,907,000	3,160,000	3,164,000	2,047,000	3,360,000	3,364,000	2,193,000
2,964,000	2,968,000	1,909,800	3,164,000	3,168,000	2,049,800	3,364,000	3,368,000	2,196,200
2,968,000	2,972,000	1,912,600	3,168,000	3,172,000	2,052,600	3,368,000	3,372,000	2,199,400

(四)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,202,600	3,572,000	3,576,000	2,362,600	3,772,000	3,776,000	2,522,600
3,376,000	3,380,000	2,205,800	3,576,000	3,580,000	2,365,800	3,776,000	3,780,000	2,525,800
3,380,000	3,384,000	2,209,000	3,580,000	3,584,000	2,369,000	3,780,000	3,784,000	2,529,000
3,384,000	3,388,000	2,212,200	3,584,000	3,588,000	2,372,200	3,784,000	3,788,000	2,532,200
3,388,000	3,392,000	2,215,400	3,588,000	3,592,000	2,375,400	3,788,000	3,792,000	2,535,400
3,392,000	3,396,000	2,218,600	3,592,000	3,596,000	2,378,600	3,792,000	3,796,000	2,538,600
3,396,000	3,400,000	2,221,800	3,596,000	3,600,000	2,381,800	3,796,000	3,800,000	2,541,800
3,400,000	3,404,000	2,225,000	3,600,000	3,604,000	2,385,000	3,800,000	3,804,000	2,545,000
3,404,000	3,408,000	2,228,200	3,604,000	3,608,000	2,388,200	3,804,000	3,808,000	2,548,200
3,408,000	3,412,000	2,231,400	3,608,000	3,612,000	2,391,400	3,808,000	3,812,000	2,551,400
3,412,000	3,416,000	2,234,600	3,612,000	3,616,000	2,394,600	3,812,000	3,816,000	2,554,600
3,416,000	3,420,000	2,237,800	3,616,000	3,620,000	2,397,800	3,816,000	3,820,000	2,557,800
3,420,000	3,424,000	2,241,000	3,620,000	3,624,000	2,401,000	3,820,000	3,824,000	2,561,000
3,424,000	3,428,000	2,244,200	3,624,000	3,628,000	2,404,200	3,824,000	3,828,000	2,564,200
3,428,000	3,432,000	2,247,400	3,628,000	3,632,000	2,407,400	3,828,000	3,832,000	2,567,400
3,432,000	3,436,000	2,250,600	3,632,000	3,636,000	2,410,600	3,832,000	3,836,000	2,570,600
3,436,000	3,440,000	2,253,800	3,636,000	3,640,000	2,413,800	3,836,000	3,840,000	2,573,800
3,440,000	3,444,000	2,257,000	3,640,000	3,644,000	2,417,000	3,840,000	3,844,000	2,577,000
3,444,000	3,448,000	2,260,200	3,644,000	3,648,000	2,420,200	3,844,000	3,848,000	2,580,200
3,448,000	3,452,000	2,263,400	3,648,000	3,652,000	2,423,400	3,848,000	3,852,000	2,583,400
3,452,000	3,456,000	2,266,600	3,652,000	3,656,000	2,426,600	3,852,000	3,856,000	2,586,600
3,456,000	3,460,000	2,269,800	3,656,000	3,660,000	2,429,800	3,856,000	3,860,000	2,589,800
3,460,000	3,464,000	2,273,000	3,660,000	3,664,000	2,433,000	3,860,000	3,864,000	2,593,000
3,464,000	3,468,000	2,276,200	3,664,000	3,668,000	2,436,200	3,864,000	3,868,000	2,596,200
3,468,000	3,472,000	2,279,400	3,668,000	3,672,000	2,439,400	3,868,000	3,872,000	2,599,400
3,472,000	3,476,000	2,282,600	3,672,000	3,676,000	2,442,600	3,872,000	3,876,000	2,602,600
3,476,000	3,480,000	2,285,800	3,676,000	3,680,000	2,445,800	3,876,000	3,880,000	2,605,800
3,480,000	3,484,000	2,289,000	3,680,000	3,684,000	2,449,000	3,880,000	3,884,000	2,609,000
3,484,000	3,488,000	2,292,200	3,684,000	3,688,000	2,452,200	3,884,000	3,888,000	2,612,200
3,488,000	3,492,000	2,295,400	3,688,000	3,692,000	2,455,400	3,888,000	3,892,000	2,615,400
3,492,000	3,496,000	2,298,600	3,692,000	3,696,000	2,458,600	3,892,000	3,896,000	2,618,600
3,496,000	3,500,000	2,301,800	3,696,000	3,700,000	2,461,800	3,896,000	3,900,000	2,621,800
3,500,000	3,504,000	2,305,000	3,700,000	3,704,000	2,465,000	3,900,000	3,904,000	2,625,000
3,504,000	3,508,000	2,308,200	3,704,000	3,708,000	2,468,200	3,904,000	3,908,000	2,628,200
3,508,000	3,512,000	2,311,400	3,708,000	3,712,000	2,471,400	3,908,000	3,912,000	2,631,400
3,512,000	3,516,000	2,314,600	3,712,000	3,716,000	2,474,600	3,912,000	3,916,000	2,634,600
3,516,000	3,520,000	2,317,800	3,716,000	3,720,000	2,477,800	3,916,000	3,920,000	2,637,800
3,520,000	3,524,000	2,321,000	3,720,000	3,724,000	2,481,000	3,920,000	3,924,000	2,641,000
3,524,000	3,528,000	2,324,200	3,724,000	3,728,000	2,484,200	3,924,000	3,928,000	2,644,200
3,528,000	3,532,000	2,327,400	3,728,000	3,732,000	2,487,400	3,928,000	3,932,000	2,647,400
3,532,000	3,536,000	2,330,600	3,732,000	3,736,000	2,490,600	3,932,000	3,936,000	2,650,600
3,536,000	3,540,000	2,333,800	3,736,000	3,740,000	2,493,800	3,936,000	3,940,000	2,653,800
3,540,000	3,544,000	2,337,000	3,740,000	3,744,000	2,497,000	3,940,000	3,944,000	2,657,000
3,544,000	3,548,000	2,340,200	3,744,000	3,748,000	2,500,200	3,944,000	3,948,000	2,660,200
3,548,000	3,552,000	2,343,400	3,748,000	3,752,000	2,503,400	3,948,000	3,952,000	2,663,400
3,552,000	3,556,000	2,346,600	3,752,000	3,756,000	2,506,600	3,952,000	3,956,000	2,666,600
3,556,000	3,560,000	2,349,800	3,756,000	3,760,000	2,509,800	3,956,000	3,960,000	2,669,800
3,560,000	3,564,000	2,353,000	3,760,000	3,764,000	2,513,000	3,960,000	3,964,000	2,673,000
3,564,000	3,568,000	2,356,200	3,764,000	3,768,000	2,516,200	3,964,000	3,968,000	2,676,200
3,568,000	3,572,000	2,359,400	3,768,000	3,772,000	2,519,400	3,968,000	3,972,000	2,679,400

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,682,600	4,172,000	4,176,000	2,842,600	4,372,000	4,376,000	3,002,600
3,976,000	3,980,000	2,685,800	4,176,000	4,180,000	2,845,800	4,376,000	4,380,000	3,005,800
3,980,000	3,984,000	2,689,000	4,180,000	4,184,000	2,849,000	4,380,000	4,384,000	3,009,000
3,984,000	3,988,000	2,692,200	4,184,000	4,188,000	2,852,200	4,384,000	4,388,000	3,012,200
3,988,000	3,992,000	2,695,400	4,188,000	4,192,000	2,855,400	4,388,000	4,392,000	3,015,400
3,992,000	3,996,000	2,698,600	4,192,000	4,196,000	2,858,600	4,392,000	4,396,000	3,018,600
3,996,000	4,000,000	2,701,800	4,196,000	4,200,000	2,861,800	4,396,000	4,400,000	3,021,800
4,000,000	4,004,000	2,705,000	4,200,000	4,204,000	2,865,000	4,400,000	4,404,000	3,025,000
4,004,000	4,008,000	2,708,200	4,204,000	4,208,000	2,868,200	4,404,000	4,408,000	3,028,200
4,008,000	4,012,000	2,711,400	4,208,000	4,212,000	2,871,400	4,408,000	4,412,000	3,031,400
4,012,000	4,016,000	2,714,600	4,212,000	4,216,000	2,874,600	4,412,000	4,416,000	3,034,600
4,016,000	4,020,000	2,717,800	4,216,000	4,220,000	2,877,800	4,416,000	4,420,000	3,037,800
4,020,000	4,024,000	2,721,000	4,220,000	4,224,000	2,881,000	4,420,000	4,424,000	3,041,000
4,024,000	4,028,000	2,724,200	4,224,000	4,228,000	2,884,200	4,424,000	4,428,000	3,044,200
4,028,000	4,032,000	2,727,400	4,228,000	4,232,000	2,887,400	4,428,000	4,432,000	3,047,400
4,032,000	4,036,000	2,730,600	4,232,000	4,236,000	2,890,600	4,432,000	4,436,000	3,050,600
4,036,000	4,040,000	2,733,800	4,236,000	4,240,000	2,893,800	4,436,000	4,440,000	3,053,800
4,040,000	4,044,000	2,737,000	4,240,000	4,244,000	2,897,000	4,440,000	4,444,000	3,057,000
4,044,000	4,048,000	2,740,200	4,244,000	4,248,000	2,900,200	4,444,000	4,448,000	3,060,200
4,048,000	4,052,000	2,743,400	4,248,000	4,252,000	2,903,400	4,448,000	4,452,000	3,063,400
4,052,000	4,056,000	2,746,600	4,252,000	4,256,000	2,906,600	4,452,000	4,456,000	3,066,600
4,056,000	4,060,000	2,749,800	4,256,000	4,260,000	2,909,800	4,456,000	4,460,000	3,069,800
4,060,000	4,064,000	2,753,000	4,260,000	4,264,000	2,913,000	4,460,000	4,464,000	3,073,000
4,064,000	4,068,000	2,756,200	4,264,000	4,268,000	2,916,200	4,464,000	4,468,000	3,076,200
4,068,000	4,072,000	2,759,400	4,268,000	4,272,000	2,919,400	4,468,000	4,472,000	3,079,400
4,072,000	4,076,000	2,762,600	4,272,000	4,276,000	2,922,600	4,472,000	4,476,000	3,082,600
4,076,000	4,080,000	2,765,800	4,276,000	4,280,000	2,925,800	4,476,000	4,480,000	3,085,800
4,080,000	4,084,000	2,769,000	4,280,000	4,284,000	2,929,000	4,480,000	4,484,000	3,089,000
4,084,000	4,088,000	2,772,200	4,284,000	4,288,000	2,932,200	4,484,000	4,488,000	3,092,200
4,088,000	4,092,000	2,775,400	4,288,000	4,292,000	2,935,400	4,488,000	4,492,000	3,095,400
4,092,000	4,096,000	2,778,600	4,292,000	4,296,000	2,938,600	4,492,000	4,496,000	3,098,600
4,096,000	4,100,000	2,781,800	4,296,000	4,300,000	2,941,800	4,496,000	4,500,000	3,101,800
4,100,000	4,104,000	2,785,000	4,300,000	4,304,000	2,945,000	4,500,000	4,504,000	3,105,000
4,104,000	4,108,000	2,788,200	4,304,000	4,308,000	2,948,200	4,504,000	4,508,000	3,108,200
4,108,000	4,112,000	2,791,400	4,308,000	4,312,000	2,951,400	4,508,000	4,512,000	3,111,400
4,112,000	4,116,000	2,794,600	4,312,000	4,316,000	2,954,600	4,512,000	4,516,000	3,114,600
4,116,000	4,120,000	2,797,800	4,316,000	4,320,000	2,957,800	4,516,000	4,520,000	3,117,800
4,120,000	4,124,000	2,801,000	4,320,000	4,324,000	2,961,000	4,520,000	4,524,000	3,121,000
4,124,000	4,128,000	2,804,200	4,324,000	4,328,000	2,964,200	4,524,000	4,528,000	3,124,200
4,128,000	4,132,000	2,807,400	4,328,000	4,332,000	2,967,400	4,528,000	4,532,000	3,127,400
4,132,000	4,136,000	2,810,600	4,332,000	4,336,000	2,970,600	4,532,000	4,536,000	3,130,600
4,136,000	4,140,000	2,813,800	4,336,000	4,340,000	2,973,800	4,536,000	4,540,000	3,133,800
4,140,000	4,144,000	2,817,000	4,340,000	4,344,000	2,977,000	4,540,000	4,544,000	3,137,000
4,144,000	4,148,000	2,820,200	4,344,000	4,348,000	2,980,200	4,544,000	4,548,000	3,140,200
4,148,000	4,152,000	2,823,400	4,348,000	4,352,000	2,983,400	4,548,000	4,552,000	3,143,400
4,152,000	4,156,000	2,826,600	4,352,000	4,356,000	2,986,600	4,552,000	4,556,000	3,146,600
4,156,000	4,160,000	2,829,800	4,356,000	4,360,000	2,989,800	4,556,000	4,560,000	3,149,800
4,160,000	4,164,000	2,833,000	4,360,000	4,364,000	2,993,000	4,560,000	4,564,000	3,153,000
4,164,000	4,168,000	2,836,200	4,364,000	4,368,000	2,996,200	4,564,000	4,568,000	3,156,200
4,168,000	4,172,000	2,839,400	4,368,000	4,372,000	2,999,400	4,568,000	4,572,000	3,159,400

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,162,600	4,772,000	4,776,000	3,322,600	4,972,000	4,976,000	3,482,600
4,576,000	4,580,000	3,165,800	4,776,000	4,780,000	3,325,800	4,976,000	4,980,000	3,485,800
4,580,000	4,584,000	3,169,000	4,780,000	4,784,000	3,329,000	4,980,000	4,984,000	3,489,000
4,584,000	4,588,000	3,172,200	4,784,000	4,788,000	3,332,200	4,984,000	4,988,000	3,492,200
4,588,000	4,592,000	3,175,400	4,788,000	4,792,000	3,335,400	4,988,000	4,992,000	3,495,400
4,592,000	4,596,000	3,178,600	4,792,000	4,796,000	3,338,600	4,992,000	4,996,000	3,498,600
4,596,000	4,600,000	3,181,800	4,796,000	4,800,000	3,341,800	4,996,000	5,000,000	3,501,800
4,600,000	4,604,000	3,185,000	4,800,000	4,804,000	3,345,000	5,000,000	5,004,000	3,505,000
4,604,000	4,608,000	3,188,200	4,804,000	4,808,000	3,348,200	5,004,000	5,008,000	3,508,200
4,608,000	4,612,000	3,191,400	4,808,000	4,812,000	3,351,400	5,008,000	5,012,000	3,511,400
4,612,000	4,616,000	3,194,600	4,812,000	4,816,000	3,354,600	5,012,000	5,016,000	3,514,600
4,616,000	4,620,000	3,197,800	4,816,000	4,820,000	3,357,800	5,016,000	5,020,000	3,517,800
4,620,000	4,624,000	3,201,000	4,820,000	4,824,000	3,361,000	5,020,000	5,024,000	3,521,000
4,624,000	4,628,000	3,204,200	4,824,000	4,828,000	3,364,200	5,024,000	5,028,000	3,524,200
4,628,000	4,632,000	3,207,400	4,828,000	4,832,000	3,367,400	5,028,000	5,032,000	3,527,400
4,632,000	4,636,000	3,210,600	4,832,000	4,836,000	3,370,600	5,032,000	5,036,000	3,530,600
4,636,000	4,640,000	3,213,800	4,836,000	4,840,000	3,373,800	5,036,000	5,040,000	3,533,800
4,640,000	4,644,000	3,217,000	4,840,000	4,844,000	3,377,000	5,040,000	5,044,000	3,537,000
4,644,000	4,648,000	3,220,200	4,844,000	4,848,000	3,380,200	5,044,000	5,048,000	3,540,200
4,648,000	4,652,000	3,223,400	4,848,000	4,852,000	3,383,400	5,048,000	5,052,000	3,543,400
4,652,000	4,656,000	3,226,600	4,852,000	4,856,000	3,386,600	5,052,000	5,056,000	3,546,600
4,656,000	4,660,000	3,229,800	4,856,000	4,860,000	3,389,800	5,056,000	5,060,000	3,549,800
4,660,000	4,664,000	3,233,000	4,860,000	4,864,000	3,393,000	5,060,000	5,064,000	3,553,000
4,664,000	4,668,000	3,236,200	4,864,000	4,868,000	3,396,200	5,064,000	5,068,000	3,556,200
4,668,000	4,672,000	3,239,400	4,868,000	4,872,000	3,399,400	5,068,000	5,072,000	3,559,400
4,672,000	4,676,000	3,242,600	4,872,000	4,876,000	3,402,600	5,072,000	5,076,000	3,562,600
4,676,000	4,680,000	3,245,800	4,876,000	4,880,000	3,405,800	5,076,000	5,080,000	3,565,800
4,680,000	4,684,000	3,249,000	4,880,000	4,884,000	3,409,000	5,080,000	5,084,000	3,569,000
4,684,000	4,688,000	3,252,200	4,884,000	4,888,000	3,412,200	5,084,000	5,088,000	3,572,200
4,688,000	4,692,000	3,255,400	4,888,000	4,892,000	3,415,400	5,088,000	5,092,000	3,575,400
4,692,000	4,696,000	3,258,600	4,892,000	4,896,000	3,418,600	5,092,000	5,096,000	3,578,600
4,696,000	4,700,000	3,261,800	4,896,000	4,900,000	3,421,800	5,096,000	5,100,000	3,581,800
4,700,000	4,704,000	3,265,000	4,900,000	4,904,000	3,425,000	5,100,000	5,104,000	3,585,000
4,704,000	4,708,000	3,268,200	4,904,000	4,908,000	3,428,200	5,104,000	5,108,000	3,588,200
4,708,000	4,712,000	3,271,400	4,908,000	4,912,000	3,431,400	5,108,000	5,112,000	3,591,400
4,712,000	4,716,000	3,274,600	4,912,000	4,916,000	3,434,600	5,112,000	5,116,000	3,594,600
4,716,000	4,720,000	3,277,800	4,916,000	4,920,000	3,437,800	5,116,000	5,120,000	3,597,800
4,720,000	4,724,000	3,281,000	4,920,000	4,924,000	3,441,000	5,120,000	5,124,000	3,601,000
4,724,000	4,728,000	3,284,200	4,924,000	4,928,000	3,444,200	5,124,000	5,128,000	3,604,200
4,728,000	4,732,000	3,287,400	4,928,000	4,932,000	3,447,400	5,128,000	5,132,000	3,607,400
4,732,000	4,736,000	3,290,600	4,932,000	4,936,000	3,450,600	5,132,000	5,136,000	3,610,600
4,736,000	4,740,000	3,293,800	4,936,000	4,940,000	3,453,800	5,136,000	5,140,000	3,613,800
4,740,000	4,744,000	3,297,000	4,940,000	4,944,000	3,457,000	5,140,000	5,144,000	3,617,000
4,744,000	4,748,000	3,300,200	4,944,000	4,948,000	3,460,200	5,144,000	5,148,000	3,620,200
4,748,000	4,752,000	3,303,400	4,948,000	4,952,000	3,463,400	5,148,000	5,152,000	3,623,400
4,752,000	4,756,000	3,306,600	4,952,000	4,956,000	3,466,600	5,152,000	5,156,000	3,626,600
4,756,000	4,760,000	3,309,800	4,956,000	4,960,000	3,469,800	5,156,000	5,160,000	3,629,800
4,760,000	4,764,000	3,313,000	4,960,000	4,964,000	3,473,000	5,160,000	5,164,000	3,633,000
4,764,000	4,768,000	3,316,200	4,964,000	4,968,000	3,476,200	5,164,000	5,168,000	3,636,200
4,768,000	4,772,000	3,319,400	4,968,000	4,972,000	3,479,400	5,168,000	5,172,000	3,639,400

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控			
以	上	未	満	等の金額	除後の給与	以	上	未	満	等の金額	除後の給与
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,642,600	5,372,000	5,376,000	3,802,600	5,572,000	5,576,000	3,962,600			
5,176,000	5,180,000	3,645,800	5,376,000	5,380,000	3,805,800	5,576,000	5,580,000	3,965,800			
5,180,000	5,184,000	3,649,000	5,380,000	5,384,000	3,809,000	5,580,000	5,584,000	3,969,000			
5,184,000	5,188,000	3,652,200	5,384,000	5,388,000	3,812,200	5,584,000	5,588,000	3,972,200			
5,188,000	5,192,000	3,655,400	5,388,000	5,392,000	3,815,400	5,588,000	5,592,000	3,975,400			
5,192,000	5,196,000	3,658,600	5,392,000	5,396,000	3,818,600	5,592,000	5,596,000	3,978,600			
5,196,000	5,200,000	3,661,800	5,396,000	5,400,000	3,821,800	5,596,000	5,600,000	3,981,800			
5,200,000	5,204,000	3,665,000	5,400,000	5,404,000	3,825,000	5,600,000	5,604,000	3,985,000			
5,204,000	5,208,000	3,668,200	5,404,000	5,408,000	3,828,200	5,604,000	5,608,000	3,988,200			
5,208,000	5,212,000	3,671,400	5,408,000	5,412,000	3,831,400	5,608,000	5,612,000	3,991,400			
5,212,000	5,216,000	3,674,600	5,412,000	5,416,000	3,834,600	5,612,000	5,616,000	3,994,600			
5,216,000	5,220,000	3,677,800	5,416,000	5,420,000	3,837,800	5,616,000	5,620,000	3,997,800			
5,220,000	5,224,000	3,681,000	5,420,000	5,424,000	3,841,000	5,620,000	5,624,000	4,001,000			
5,224,000	5,228,000	3,684,200	5,424,000	5,428,000	3,844,200	5,624,000	5,628,000	4,004,200			
5,228,000	5,232,000	3,687,400	5,428,000	5,432,000	3,847,400	5,628,000	5,632,000	4,007,400			
5,232,000	5,236,000	3,690,600	5,432,000	5,436,000	3,850,600	5,632,000	5,636,000	4,010,600			
5,236,000	5,240,000	3,693,800	5,436,000	5,440,000	3,853,800	5,636,000	5,640,000	4,013,800			
5,240,000	5,244,000	3,697,000	5,440,000	5,444,000	3,857,000	5,640,000	5,644,000	4,017,000			
5,244,000	5,248,000	3,700,200	5,444,000	5,448,000	3,860,200	5,644,000	5,648,000	4,020,200			
5,248,000	5,252,000	3,703,400	5,448,000	5,452,000	3,863,400	5,648,000	5,652,000	4,023,400			
5,252,000	5,256,000	3,706,600	5,452,000	5,456,000	3,866,600	5,652,000	5,656,000	4,026,600			
5,256,000	5,260,000	3,709,800	5,456,000	5,460,000	3,869,800	5,656,000	5,660,000	4,029,800			
5,260,000	5,264,000	3,713,000	5,460,000	5,464,000	3,873,000	5,660,000	5,664,000	4,033,000			
5,264,000	5,268,000	3,716,200	5,464,000	5,468,000	3,876,200	5,664,000	5,668,000	4,036,200			
5,268,000	5,272,000	3,719,400	5,468,000	5,472,000	3,879,400	5,668,000	5,672,000	4,039,400			
5,272,000	5,276,000	3,722,600	5,472,000	5,476,000	3,882,600	5,672,000	5,676,000	4,042,600			
5,276,000	5,280,000	3,725,800	5,476,000	5,480,000	3,885,800	5,676,000	5,680,000	4,045,800			
5,280,000	5,284,000	3,729,000	5,480,000	5,484,000	3,889,000	5,680,000	5,684,000	4,049,000			
5,284,000	5,288,000	3,732,200	5,484,000	5,488,000	3,892,200	5,684,000	5,688,000	4,052,200			
5,288,000	5,292,000	3,735,400	5,488,000	5,492,000	3,895,400	5,688,000	5,692,000	4,055,400			
5,292,000	5,296,000	3,738,600	5,492,000	5,496,000	3,898,600	5,692,000	5,696,000	4,058,600			
5,296,000	5,300,000	3,741,800	5,496,000	5,500,000	3,901,800	5,696,000	5,700,000	4,061,800			
5,300,000	5,304,000	3,745,000	5,500,000	5,504,000	3,905,000	5,700,000	5,704,000	4,065,000			
5,304,000	5,308,000	3,748,200	5,504,000	5,508,000	3,908,200	5,704,000	5,708,000	4,068,200			
5,308,000	5,312,000	3,751,400	5,508,000	5,512,000	3,911,400	5,708,000	5,712,000	4,071,400			
5,312,000	5,316,000	3,754,600	5,512,000	5,516,000	3,914,600	5,712,000	5,716,000	4,074,600			
5,316,000	5,320,000	3,757,800	5,516,000	5,520,000	3,917,800	5,716,000	5,720,000	4,077,800			
5,320,000	5,324,000	3,761,000	5,520,000	5,524,000	3,921,000	5,720,000	5,724,000	4,081,000			
5,324,000	5,328,000	3,764,200	5,524,000	5,528,000	3,924,200	5,724,000	5,728,000	4,084,200			
5,328,000	5,332,000	3,767,400	5,528,000	5,532,000	3,927,400	5,728,000	5,732,000	4,087,400			
5,332,000	5,336,000	3,770,600	5,532,000	5,536,000	3,930,600	5,732,000	5,736,000	4,090,600			
5,336,000	5,340,000	3,773,800	5,536,000	5,540,000	3,933,800	5,736,000	5,740,000	4,093,800			
5,340,000	5,344,000	3,777,000	5,540,000	5,544,000	3,937,000	5,740,000	5,744,000	4,097,000			
5,344,000	5,348,000	3,780,200	5,544,000	5,548,000	3,940,200	5,744,000	5,748,000	4,100,200			
5,348,000	5,352,000	3,783,400	5,548,000	5,552,000	3,943,400	5,748,000	5,752,000	4,103,400			
5,352,000	5,356,000	3,786,600	5,552,000	5,556,000	3,946,600	5,752,000	5,756,000	4,106,600			
5,356,000	5,360,000	3,789,800	5,556,000	5,560,000	3,949,800	5,756,000	5,760,000	4,109,800			
5,360,000	5,364,000	3,793,000	5,560,000	5,564,000	3,953,000	5,760,000	5,764,000	4,113,000			
5,364,000	5,368,000	3,796,200	5,564,000	5,568,000	3,956,200	5,764,000	5,768,000	4,116,200			
5,368,000	5,372,000	3,799,400	5,568,000	5,572,000	3,959,400	5,768,000	5,772,000	4,119,400			

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	
以	上	未	満	除後の給与 等の金額	以	上	未	満	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,122,600	5,872,000	5,876,000	4,202,600	5,972,000	5,976,000	4,282,600	
5,776,000	5,780,000	4,125,800	5,876,000	5,880,000	4,205,800	5,976,000	5,980,000	4,285,800	
5,780,000	5,784,000	4,129,000	5,880,000	5,884,000	4,209,000	5,980,000	5,984,000	4,289,000	
5,784,000	5,788,000	4,132,200	5,884,000	5,888,000	4,212,200	5,984,000	5,988,000	4,292,200	
5,788,000	5,792,000	4,135,400	5,888,000	5,892,000	4,215,400	5,988,000	5,992,000	4,295,400	
5,792,000	5,796,000	4,138,600	5,892,000	5,896,000	4,218,600	5,992,000	5,996,000	4,298,600	
5,796,000	5,800,000	4,141,800	5,896,000	5,900,000	4,221,800	5,996,000	6,000,000	4,301,800	
5,800,000	5,804,000	4,145,000	5,900,000	5,904,000	4,225,000				
5,804,000	5,808,000	4,148,200	5,904,000	5,908,000	4,228,200				
5,808,000	5,812,000	4,151,400	5,908,000	5,912,000	4,231,400				
5,812,000	5,816,000	4,154,600	5,912,000	5,916,000	4,234,600	6,000,000	10,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,095,000円を控 除した金額	
5,816,000	5,820,000	4,157,800	5,916,000	5,920,000	4,237,800				
5,820,000	5,824,000	4,161,000	5,920,000	5,924,000	4,241,000				
5,824,000	5,828,000	4,164,200	5,924,000	5,928,000	4,244,200				
5,828,000	5,832,000	4,167,400	5,928,000	5,932,000	4,247,400				
5,832,000	5,836,000	4,170,600	5,932,000	5,936,000	4,250,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 1,595,000円を控 除した金額	
5,836,000	5,840,000	4,173,800	5,936,000	5,940,000	4,253,800				
5,840,000	5,844,000	4,177,000	5,940,000	5,944,000	4,257,000				
5,844,000	5,848,000	4,180,200	5,944,000	5,948,000	4,260,200				
5,848,000	5,852,000	4,183,400	5,948,000	5,952,000	4,263,400				
5,852,000	5,856,000	4,186,600	5,952,000	5,956,000	4,266,600	15,000,000 円		12,655,000 円	
5,856,000	5,860,000	4,189,800	5,956,000	5,960,000	4,269,800				
5,860,000	5,864,000	4,193,000	5,960,000	5,964,000	4,273,000				
5,864,000	5,868,000	4,196,200	5,964,000	5,968,000	4,276,200				
5,868,000	5,872,000	4,199,400	5,968,000	5,972,000	4,279,400				

三九

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「五十七万円」を「六十五万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 次条に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)の規定は、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第三条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第百九十条の規定及び新所得税法別表第五は、平成元年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成元年分の所得税につき第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第百二十五条又は第百二十七条(これらの規定を旧所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に平成元年分

の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、当該更正後の事項)につき新所得税法の規定又は新租税特別措置法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、平成元年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。